

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
<p>(1)女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり</p>	<p>ア 女性に対する暴力への社会的認識の徹底</p> <p>○国民の意識啓発</p> <p>①女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」を定着させ、国際的な動向も踏まえつつ、国民運動として一層推進するほか、「男女共同参画週間」、「人権週間」等をも通じて、広く国民に対する意識啓発のための活動を行う。</p>	<p>内閣府、法務省、関係府省</p>	<p>○ 女性に対する暴力をなくす運動(男女共同参画推進本部 毎年 11月12日～25日)</p> <p>○ テレビ・ラジオの政府広報番組や雑誌広告、広報雑誌等を活用した広報の実施(内閣府)</p> <p>○ 配偶者からの暴力に関する電話相談キャンペーン事業(内閣府 平成19年～)</p> <p>○ 女性に対する暴力に関するシンポジウムを開催(内閣府 ～平成19年度)</p> <p>○ 女性に対する暴力根絶のためのシンボルマークの作成(内閣府 平成14年度～)</p> <p>○ 広報誌やホームページ等を通じて、配偶者からの暴力被害者支援情報の提供(内閣府 平成14年度～)</p> <p>○ 法務省の人権擁護機関では、啓発活動年間強調事項の一つに「女性の人権を守ろう」を掲げ、テレビ・出版物による広報、ポスター・パンフレット等の配布、講演会・座談会等を実施(法務省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																								
	<p>②加害を予防する観点からは、男性に対する広報啓発が重要であることに留意しつつ、若者や高齢者を含む国民各界各層に対して広報啓発を行う。また、暴力によらない問題解決の方法が身につくような教育・学習の充実を進める。</p> <p>③夫婦間における「平手で打つ」(平成15年73.7%)「なぐるふりをして、おどす」(平成15年55.5%)の各行為について、暴力と認識する人の割合を100%に近づけることを目指す。</p>	<p>内閣府、法務省、文部科学省、関係府省</p> <p>内閣府</p>	<p>○ 若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発教材検討会を設置し、予防啓発教材の開発(内閣府 平成20年度～)</p> <p>○ 女性に対する暴力に関するシンポジウムにおいて、「若い世代の恋人間の暴力を考えよう」をテーマにパネルディスカッションを実施(内閣府 平成19年11月)</p> <p>○ 法務省の人権擁護機関では、啓発活動年間強調事項の一つに「女性の人権を守ろう」を掲げ、テレビ・出版物による広報、ポスター・パンフレット等の配布、講演会・座談会等を実施(法務省) (5(3)ア③に前掲)</p> <p>○ 児童生徒に、非暴力的な問題解決方法や自他の価値を尊重しようとする態度などを身につけさせるため、人権教育を充実。(文部科学省)</p> <p>○ 社会教育において人権に関する多様な学習機会の充実、普及・啓発を図っている。(文部科学省 平成16年度～)(2(3)②に前掲)</p> <p>○ 女性の人権に関する授業科目等を開設している大学 平成17年度 410大学(約59%) 平成18年度 434大学(約61%) 平成19年度 439大学(約61%) (文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」より)(文部科学省)</p> <p>○ 男女間における暴力に関する調査(内閣府 平成20年度)</p> <table border="1" data-bbox="999 1157 1980 1406"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">どんな場合でも暴力にあたると思う</th> <th colspan="2">暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う</th> </tr> <tr> <th>平成17年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平手で打つ</td> <td>56.9%</td> <td>58.4%</td> <td>37.0%</td> <td>35.6%</td> </tr> <tr> <td>足でける</td> <td>79.2%</td> <td>80.4%</td> <td>15.6%</td> <td>15.0%</td> </tr> <tr> <td>身体を傷つける可能性のあるま</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		どんな場合でも暴力にあたると思う		暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う		平成17年度	平成20年度	平成17年度	平成20年度	平手で打つ	56.9%	58.4%	37.0%	35.6%	足でける	79.2%	80.4%	15.6%	15.0%	身体を傷つける可能性のあるま				
	どんな場合でも暴力にあたると思う		暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う																								
	平成17年度	平成20年度	平成17年度	平成20年度																							
平手で打つ	56.9%	58.4%	37.0%	35.6%																							
足でける	79.2%	80.4%	15.6%	15.0%																							
身体を傷つける可能性のあるま																											

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																																																	
	<p>○予防啓発プログラムの作成</p> <p>④暴力の発生を未然に防ぐため、女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点からの予防啓発プログラムの作成及びそれを用いた予防のための取組を進める。</p> <p>イ 体制整備</p>	<p>内閣府</p>	<table border="1"> <tr> <td>身体を傷つける可能性のあるものでなぐる</td> <td>92.1%</td> <td>93.0%</td> <td>2.8%</td> <td>2.8%</td> </tr> <tr> <td>なぐるふりをして、おどす</td> <td>49.0%</td> <td>52.5%</td> <td>38.6%</td> <td>35.9%</td> </tr> <tr> <td>刃物などを突きつけて、おどす</td> <td>91.2%</td> <td>91.5%</td> <td>3.6%</td> <td>3.8%</td> </tr> <tr> <td>いやがっているのに性的な行為を強要する</td> <td>69.1%</td> <td>70.4%</td> <td>23.1%</td> <td>22.2%</td> </tr> <tr> <td>見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる</td> <td>51.8%</td> <td>54.3%</td> <td>32.4%</td> <td>29.7%</td> </tr> <tr> <td>何を言っても長時間無視し続ける</td> <td>41.2%</td> <td>43.6%</td> <td>39.1%</td> <td>37.9%</td> </tr> <tr> <td>交友関係や電話を細かく監視する</td> <td>37.6%</td> <td>42.1%</td> <td>41.2%</td> <td>38.8%</td> </tr> <tr> <td>「誰のおかげで生活できるんだ」とか「かいしようなし」と言う</td> <td>45.6%</td> <td>49.3%</td> <td>37.6%</td> <td>35.3%</td> </tr> <tr> <td>大声でどなる</td> <td>37.2%</td> <td>40.3%</td> <td>47.2%</td> <td>45.8%</td> </tr> </table>	身体を傷つける可能性のあるものでなぐる	92.1%	93.0%	2.8%	2.8%	なぐるふりをして、おどす	49.0%	52.5%	38.6%	35.9%	刃物などを突きつけて、おどす	91.2%	91.5%	3.6%	3.8%	いやがっているのに性的な行為を強要する	69.1%	70.4%	23.1%	22.2%	見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	51.8%	54.3%	32.4%	29.7%	何を言っても長時間無視し続ける	41.2%	43.6%	39.1%	37.9%	交友関係や電話を細かく監視する	37.6%	42.1%	41.2%	38.8%	「誰のおかげで生活できるんだ」とか「かいしようなし」と言う	45.6%	49.3%	37.6%	35.3%	大声でどなる	37.2%	40.3%	47.2%	45.8%				
身体を傷つける可能性のあるものでなぐる	92.1%	93.0%	2.8%	2.8%																																																
なぐるふりをして、おどす	49.0%	52.5%	38.6%	35.9%																																																
刃物などを突きつけて、おどす	91.2%	91.5%	3.6%	3.8%																																																
いやがっているのに性的な行為を強要する	69.1%	70.4%	23.1%	22.2%																																																
見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	51.8%	54.3%	32.4%	29.7%																																																
何を言っても長時間無視し続ける	41.2%	43.6%	39.1%	37.9%																																																
交友関係や電話を細かく監視する	37.6%	42.1%	41.2%	38.8%																																																
「誰のおかげで生活できるんだ」とか「かいしようなし」と言う	45.6%	49.3%	37.6%	35.3%																																																
大声でどなる	37.2%	40.3%	47.2%	45.8%																																																
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発教材検討会を設置し、教材の開発(内閣府 平成20年度～) ○ 女性に対する暴力に関するシンポジウムにおいて、「若い世代の恋人間の暴力を考えよう」をテーマにパネルディスカッションを実施(内閣府 平成19年11月)(7(1)ア②に前掲) ○ 地方公共団体に予防啓発プログラムの開発に向けて、実践的調査研究の実施を委嘱(内閣府 平成18・19年度) ○ 諸外国(米、英、仏)の取組について文献調査を実施(内閣府 平成18年度) 																																																	

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○相談・カウンセリング対策等の充実</p> <p>①関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知するとともに、警察においては、女性警察職員が相談や被害の届出を受理する女性相談交番等の相談窓口の整備を図る。検察庁においては、全国の地方検察庁に「被害者支援員」を配置し、被害者等からの相談の対応や情報の提供、被害者支援機関・団体等の紹介、連絡・調整等の各種支援を今後も推進する。</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省</p>	<p>○ 女性に対する暴力をなくす運動におけるポスターやリーフレットの配布(内閣府 毎年11月)</p> <p>○ 配偶者からの暴力被害者に対する最寄りの相談窓口の連絡先や相談受付時間の自動音声案内サービス(「DV相談ナビ」)の提供(内閣府 平成21年1月～)</p> <p>○ 配偶者からの暴力の被害者が視覚障害者であった場合の支援情報を点字で提供(内閣府 平成16年度～)</p> <p>○ リーフレットやホームページを通じて、配偶者からの暴力の被害者が外国人であった場合の支援情報を外国語で提供(内閣府 平成15年度～) 平成15年度～ 7か国語 平成20年度～ 8か国語</p> <p>○ 地域の特性、犯罪発生状況等を勘案して「女性相談交番」を指定するなど、女性の警察官が性犯罪等に関する相談や被害の届出に対応。 また、相談者のプライバシーを保護するため、外部からの視線や防音に配慮した相談室の設置等を行い、女性が安心して相談できる環境の整備に努めているほか、相談日や相談時間帯をわかりやすく表示することなどにより相談者の利便に配慮。(警察庁)</p> <p>○ 犯罪被害等に関する相談に応じる窓口として、各都道府県警察の本部に警察総合相談室を設置。 また、電話による相談にも応じることができるよう、性犯罪に関する相談を受け付ける「性犯罪被害110番」や「#9110番」等の相談電話を各都道府県警察本部に設置。(警察庁 平成元年～)</p> <p>○ 警察安全相談取扱件数の推移(警察庁) 平成20年 1,382,811件 平成19年 1,290,089件 平成18年 1,394,227件</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>②日本司法支援センターにおいて、関係機関・団体と連携を図りつつ被害者の支援を実施する。</p>	<p>法務省</p>	<p>○ 従前から被害者支援員に対する研修において、関係機関・団体等と連携した被害者支援及び犯罪被害者等との接し方等に関する講義を実施(法務省)</p> <p>○ 都道府県における婦人保護事業の啓蒙普及(講演会、ポスター・リーフレット作成等)(厚生労働省) 17年度:39カ所、18年度:37カ所、19年度:42カ所</p> <p>○ 日本司法支援センター(以下「支援センター」という。)においては、ドメスティック・バイオレンスやストーカー等犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などが、そのとき最も必要とする支援が受けられるよう、①犯罪被害者支援に関する法制度の紹介、②犯罪被害者支援を行っている機関・団体窓口の案内(紹介、取次等)、③犯罪被害者の支援に精通している弁護士の紹介を3本柱とした犯罪被害者支援業務を行っている。 ②については、適切な窓口の案内を行うため、関係機関・団体との連携強化を目的とした地方協議会を主催し、意見交換を実施。 また、法律相談を必要とする被害者のうち、一定の資力基準に該当する方には、支援センターが行う民事法律扶助制度を利用した無料法律相談等についての案内を実施。 (法務省 平成18年10月～)</p> <p>【犯罪被害者支援に関する情報提供件数 ※平成18年度は、業務開始以後(平成18年10月～平成19年3月)の件数】 (コールセンター犯罪被害者支援ダイヤルの対応件数) 平成18年度:3,679件 平成19年度:6,296件 平成20年度:8,541件</p> <p>(地方事務所の犯罪被害に関する対応件数) 平成18年度:715件 平成19年度:8,301件 平成20年度:11,043件</p> <p>【犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介件数 ※平成18年度は、業務開始以後(平成18年10月～平成19年3月)】 平成18年度:97件 平成19年度:590件 平成20年度:696件</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>③中・長期にわたる相談、カウンセリング・自助グループでの取組等を通じ被害者に対するケアの充実を図る。また、カウンセリングに関する専門家や知見を有する民間団体等と連携しつつ、そのケアに努めていく。</p> <p>○研修・人材確保</p> <p>④職務として被害者と直接接することとなる警察官、検察職員、更生保護官署職員、入国管理局職員、婦人相談所職員等について、男女共同参画の視点から、被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層研修に努めていく。司法関係者等に対しても、男女共同参画の視点に立った研修の取組について協力を依頼する。また、引き続き女性に対する暴力事案に従事する女性警察官等の配置の拡大を図る。</p>	<p>内閣府、警察庁、厚生労働省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省</p>	<p>○ 専門的な知識や経験を有する者を「配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー」として支援センター等に派遣し、相談業務の充実を支援(内閣府 平成17年度～)</p> <p>○ 警察において、精神的打撃を受けた被害者の回復を支援するため、被害者からの相談を担当する職員を配置し、電話又は面接によるカウンセリングを実施している。また、部外の精神科医、臨床心理士等にカウンセリングの委嘱を実施。(警察庁)</p> <p>○ 婦人相談所等における心理療法担当職員の配置(厚生労働省 平成14年度～) 婦人相談所 17年度:31カ所、18年度:33カ所、19年度:33カ所</p> <p>○ 研修用教材「配偶者からの暴力 相談の手引」(改訂版)を作成・配布(内閣府 平成20年度)</p> <p>○ 「配偶者からの暴力の被害者対応の手引～二次的被害を与えないために～」を作成・配布(内閣府 平成19年度)</p> <p>○ 相談業務の質の向上を図るため、全国の地方公共団体の相談担当者を対象に、配偶者からの暴力被害者支援セミナーを開催(内閣府 平成17年度～)</p> <p>○ 専門的な知識や経験を有する者を「配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー」を支援センター等に派遣し、相談業務の充実を支援(内閣府 平成17年度～)</p> <p>○ 国民からの相談等に適切に対応することができるよう、警察庁において、都道府県警察のストーカー・配偶者暴力対策の担当職員を対象とした全国レベルの専科教養「ストーカー・配偶者暴力対策専科」及び性犯罪捜査に従事している者等を対象とした全国レベルの専科教養「性犯罪捜査専科」を実施。(警察庁 平成13年度～)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年度及び平成20年度に「ストーカー対策マニュアル」を、平成21年度に「配偶者からの暴力対策マニュアル」をそれぞれ作成し、各都道府県警察に配布(警察庁) ○ 性犯罪捜査の指揮、指導等に当たる「性犯罪捜査指導官」(平成21年4月現在51人)及び性犯罪捜査指導官の補佐等に当たる「性犯罪指導係」(平成21年4月現在296人)をそれぞれ各都道府県警察に設置(警察庁) ○ 性犯罪発生時に被害者からの事情聴取等の活動に従事する女性警察官等を性犯罪捜査員等として、全ての都道府県警察で指定(平成21年4月現在7,156人)するとともに、性犯罪等の被害者の身体等からの資料採取における女性警察官の活用を推進(平成21年4月現在311名の女性警察官を鑑識部門に配置)。(警察庁) ○ 従前から検察職員に対する各種研修において、犯罪被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する講義等を実施。(法務省) ○ 更生保護官署職員に対する研修において、犯罪被害者等の現状に対する理解を深める講義並びに配偶者等からの暴力の特性及びその防止等に関する講義を実施。(法務省) ○ 入国管理局においては、関係府省庁、IOM及びNGO等から講師を招き、配偶者からの暴力及び人身取引等の被害者の保護に万全を期し、適切に対応するための専門的な研修等を実施。なお、精神的・身体的に痛手を受けた人身取引の被害者に対して適切に事情聴取を行うよう、職員に対し、WHO作成に係る事情聴取のガイドライン(「トラフィッキング(人身売買)された女性とのインタビューのための倫理と安全性に関する提言」)等を活用。(法務省) ○ 人権擁護事務担当職員に対しては、各種研修において、女性に対する人権侵害に関する講義を実施するとともに、人権擁護委員に対しては、「男女共同参画問題研修」を実施。(法務省平成12年～)(2(3)③に前掲)

様式1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>⑤各法科大学院において、女性に対する暴力に関する法律及び女性に対する暴力の被害者に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の育成に努めるよう促す。</p> <p>○厳正かつ適切な対処の推進</p> <p>⑥警察においては、刑罰法令に抵触する場合には被害女性の意思を踏まえ、検挙その他の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合</p>	<p>文部科学省</p> <p>警察庁、法務省</p>	<p>○ 日本司法支援センターでは、コールセンターに犯罪被害者支援専用の電話番号を設け、犯罪被害者支援の知識・経験を有する専門担当者が、犯罪被害者の心情に配慮しながら情報提供。また、全国の地方事務所において電話又は面談で情報提供を行う担当職員を対象として、犯罪被害者に二次被害を与えないよう、被害者等の心理状態、対応方法など犯罪被害者支援を行う機関から講師を招いた研修を実施し、業務に従事。(法務省 平成18年10月～)</p> <p>○ 裁判官を含む裁判所職員に対し、従前より、各種研修において、継続的に女性の人権問題やドメスティック・バイオレンス等に関する講義等を実施していると承知。(法務省)</p> <p>○ 婦人相談所、婦人保護施設等の職員等への専門研修(厚生労働省 平成14年度～) 配偶者からの暴力の問題に精通した司法、医療、心理等の学識経験者等を講師として招聘し、被害者の人権に対する配慮や配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるための研修を実施する。</p> <p>○ 各法科大学院において、女性に対する暴力に関する法律及び女性に対する暴力の被害者に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の育成に取り組んでいるところ。(文部科学省)</p> <p>○ 平成17年11月、平成20年1月及び平成21年3月にストーカー規制法の運用を見直すことにより、ストーカー事案への対応の強化を図りつつ、同法に基づく迅速な警告と適正な取締りを実施。(警察庁 平成12年度～)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																																																																																																																																
	<p>においても、事案に応じて防犯指導、他機関への紹介等の適切な自衛・対応策を教示するなどの措置を講じる。</p> <p>人権擁護機関においては、人権侵害の疑いのある事実を認知した場合、調査を行い、女性に対する人権侵害の事実が認められた場合、その排除や再発防止のために事案に応じた適切な処置を講じる。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">1 ストーカー事案に関する相談件数</th> </tr> <tr> <th></th> <th>平成18年</th> <th>平成19年</th> <th>平成20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>12,501</td> <td>13,463</td> <td>14,657</td> </tr> <tr> <th colspan="4">2 ストーカー事案における女性が被害者となった比率</th> </tr> <tr> <th></th> <th>平成18年</th> <th>平成19年</th> <th>平成20年</th> </tr> <tr> <td>女性比率</td> <td>90.4%</td> <td>89.8%</td> <td>90.3%</td> </tr> <tr> <th colspan="4">3 ストーカー規制法の適用状況</th> </tr> <tr> <th></th> <th>平成18年</th> <th>平成19年</th> <th>平成20年</th> </tr> <tr> <td>警告(法第4条)</td> <td>1,375</td> <td>1,384</td> <td>1,335</td> </tr> <tr> <td>禁止命令(法第5条)</td> <td>19</td> <td>17</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>援助(法第7条)</td> <td>1,631</td> <td>2,141</td> <td>2,260</td> </tr> <tr> <td>検挙</td> <td>183</td> <td>242</td> <td>244</td> </tr> <tr> <td> ストーカー行為(法第13条)</td> <td>178</td> <td>240</td> <td>243</td> </tr> <tr> <td> 禁止命令違反(法第14条)</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <th colspan="4">4 他法令による検挙状況</th> </tr> <tr> <th></th> <th>平成18年</th> <th>平成19年</th> <th>平成20年</th> </tr> <tr> <td>総数</td> <td>653</td> <td>718</td> <td>716</td> </tr> <tr> <td> 殺人(未遂含む。)</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td> 暴行</td> <td>44</td> <td>41</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td> 傷害</td> <td>113</td> <td>113</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td> 脅迫</td> <td>75</td> <td>85</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td> 住居侵入</td> <td>103</td> <td>103</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td> 器物損壊</td> <td>93</td> <td>110</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td> 銃刀法違反</td> <td>37</td> <td>38</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>182</td> <td>225</td> <td>237</td> </tr> <tr> <th colspan="4">5 その他の対応</th> </tr> <tr> <th></th> <th>平成18年</th> <th>平成19年</th> <th>平成20年</th> </tr> <tr> <td>被害者への防犯指導</td> <td>8,837</td> <td>10,567</td> <td>10,435</td> </tr> <tr> <td>行為者への指導警告</td> <td>2,912</td> <td>3,381</td> <td>4,149</td> </tr> <tr> <td>パトロール</td> <td>1,348</td> <td>1,643</td> <td>1,568</td> </tr> <tr> <td>他機関等への引継ぎ</td> <td>52</td> <td>192</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>693</td> <td>1,077</td> <td>1,009</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 配偶者からの暴力事案については、被害者の意思を十分に尊重して対応し、検挙その他適切な措置を講じるとともに、保護命令制度の説明、防犯指導、関係機関・団体の紹介等自衛・対応策の教示を行うなど被害者への支援を実施。(警察庁)</p>	1 ストーカー事案に関する相談件数					平成18年	平成19年	平成20年	件数	12,501	13,463	14,657	2 ストーカー事案における女性が被害者となった比率					平成18年	平成19年	平成20年	女性比率	90.4%	89.8%	90.3%	3 ストーカー規制法の適用状況					平成18年	平成19年	平成20年	警告(法第4条)	1,375	1,384	1,335	禁止命令(法第5条)	19	17	26	援助(法第7条)	1,631	2,141	2,260	検挙	183	242	244	ストーカー行為(法第13条)	178	240	243	禁止命令違反(法第14条)	5	2	1	4 他法令による検挙状況					平成18年	平成19年	平成20年	総数	653	718	716	殺人(未遂含む。)	6	3	11	暴行	44	41	50	傷害	113	113	106	脅迫	75	85	88	住居侵入	103	103	111	器物損壊	93	110	78	銃刀法違反	37	38	35	その他	182	225	237	5 その他の対応					平成18年	平成19年	平成20年	被害者への防犯指導	8,837	10,567	10,435	行為者への指導警告	2,912	3,381	4,149	パトロール	1,348	1,643	1,568	他機関等への引継ぎ	52	192	42	その他	693	1,077	1,009
1 ストーカー事案に関する相談件数																																																																																																																																			
	平成18年	平成19年	平成20年																																																																																																																																
件数	12,501	13,463	14,657																																																																																																																																
2 ストーカー事案における女性が被害者となった比率																																																																																																																																			
	平成18年	平成19年	平成20年																																																																																																																																
女性比率	90.4%	89.8%	90.3%																																																																																																																																
3 ストーカー規制法の適用状況																																																																																																																																			
	平成18年	平成19年	平成20年																																																																																																																																
警告(法第4条)	1,375	1,384	1,335																																																																																																																																
禁止命令(法第5条)	19	17	26																																																																																																																																
援助(法第7条)	1,631	2,141	2,260																																																																																																																																
検挙	183	242	244																																																																																																																																
ストーカー行為(法第13条)	178	240	243																																																																																																																																
禁止命令違反(法第14条)	5	2	1																																																																																																																																
4 他法令による検挙状況																																																																																																																																			
	平成18年	平成19年	平成20年																																																																																																																																
総数	653	718	716																																																																																																																																
殺人(未遂含む。)	6	3	11																																																																																																																																
暴行	44	41	50																																																																																																																																
傷害	113	113	106																																																																																																																																
脅迫	75	85	88																																																																																																																																
住居侵入	103	103	111																																																																																																																																
器物損壊	93	110	78																																																																																																																																
銃刀法違反	37	38	35																																																																																																																																
その他	182	225	237																																																																																																																																
5 その他の対応																																																																																																																																			
	平成18年	平成19年	平成20年																																																																																																																																
被害者への防犯指導	8,837	10,567	10,435																																																																																																																																
行為者への指導警告	2,912	3,381	4,149																																																																																																																																
パトロール	1,348	1,643	1,568																																																																																																																																
他機関等への引継ぎ	52	192	42																																																																																																																																
その他	693	1,077	1,009																																																																																																																																

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																																																																																																																																												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">1 配偶者からの暴力相談等の対応件数</th> </tr> <tr> <th></th> <th>平成18年</th> <th>平成19年</th> <th>平成20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>18,236</td> <td>20,992</td> <td>25,210</td> </tr> <tr> <th colspan="4">2 配偶者暴力事案における女性が被害者となった比率</th> </tr> <tr> <th></th> <th>平成18年</th> <th>平成19年</th> <th>平成20年</th> </tr> <tr> <td>女性比率</td> <td>98.8%</td> <td>98.6%</td> <td>98.4%</td> </tr> <tr> <th colspan="4">3 配偶者暴力防止法の適用状況</th> </tr> <tr> <th></th> <th>平成18年</th> <th>平成19年</th> <th>平成20年</th> </tr> <tr> <td>医療機関からの通報(法第6条第2項)</td> <td>53</td> <td>56</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>援助(法第8条の2)</td> <td>4,260</td> <td>5,208</td> <td>7,225</td> </tr> <tr> <td>被害を自ら防止するための措置の教示</td> <td>533</td> <td>746</td> <td>1,337</td> </tr> <tr> <td>住所居所を知られないようにするための措置</td> <td>3,349</td> <td>3,954</td> <td>5,096</td> </tr> <tr> <td>被害防止交渉に関する事項についての助言</td> <td>104</td> <td>138</td> <td>218</td> </tr> <tr> <td>加害者への被害防止交渉のための必要な事項の連絡</td> <td>47</td> <td>61</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用</td> <td>73</td> <td>99</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>その他適当と認める援助</td> <td>154</td> <td>210</td> <td>395</td> </tr> <tr> <td>裁判所からの書面提出要求(法第14条第2項)</td> <td>2,172</td> <td>2,162</td> <td>2,618</td> </tr> <tr> <td>裁判所からの保護命令通知(法第15条第3項)</td> <td>2,247</td> <td>2,239</td> <td>2,534</td> </tr> <tr> <td>保護命令違反の検挙(法第29条)</td> <td>53</td> <td>85</td> <td>76</td> </tr> <tr> <th colspan="4">4 警察がとった措置</th> </tr> <tr> <th></th> <th>平成18年</th> <th>平成19年</th> <th>平成20年</th> </tr> <tr> <td>他法令による検挙</td> <td>1,525</td> <td>1,581</td> <td>1,650</td> </tr> <tr> <td>殺人(未遂を含む。)</td> <td>62</td> <td>77</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>暴行</td> <td>351</td> <td>459</td> <td>504</td> </tr> <tr> <td>傷害</td> <td>908</td> <td>856</td> <td>871</td> </tr> <tr> <td>脅迫</td> <td>21</td> <td>17</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>住居侵入</td> <td>27</td> <td>38</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>器物損壊</td> <td>45</td> <td>36</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>暴力行為処罰法違反</td> <td>24</td> <td>28</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>加害者への指導警告</td> <td>3,353</td> <td>4,085</td> <td>5,341</td> </tr> <tr> <td>パトロール</td> <td>1,367</td> <td>1,368</td> <td>2,481</td> </tr> <tr> <td>被害者への防犯指導・防犯器具貸出</td> <td>11,943</td> <td>14,315</td> <td>17,967</td> </tr> <tr> <td>関係機関への連絡</td> <td>3,138</td> <td>3,407</td> <td>4,434</td> </tr> <tr> <td>保護命令制度の説明</td> <td>11,686</td> <td>12,731</td> <td>16,224</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3,332</td> <td>3,595</td> <td>5,053</td> </tr> </tbody> </table>	1 配偶者からの暴力相談等の対応件数					平成18年	平成19年	平成20年	件数	18,236	20,992	25,210	2 配偶者暴力事案における女性が被害者となった比率					平成18年	平成19年	平成20年	女性比率	98.8%	98.6%	98.4%	3 配偶者暴力防止法の適用状況					平成18年	平成19年	平成20年	医療機関からの通報(法第6条第2項)	53	56	81	援助(法第8条の2)	4,260	5,208	7,225	被害を自ら防止するための措置の教示	533	746	1,337	住所居所を知られないようにするための措置	3,349	3,954	5,096	被害防止交渉に関する事項についての助言	104	138	218	加害者への被害防止交渉のための必要な事項の連絡	47	61	81	被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用	73	99	98	その他適当と認める援助	154	210	395	裁判所からの書面提出要求(法第14条第2項)	2,172	2,162	2,618	裁判所からの保護命令通知(法第15条第3項)	2,247	2,239	2,534	保護命令違反の検挙(法第29条)	53	85	76	4 警察がとった措置					平成18年	平成19年	平成20年	他法令による検挙	1,525	1,581	1,650	殺人(未遂を含む。)	62	77	77	暴行	351	459	504	傷害	908	856	871	脅迫	21	17	22	住居侵入	27	38	24	器物損壊	45	36	35	暴力行為処罰法違反	24	28	23	加害者への指導警告	3,353	4,085	5,341	パトロール	1,367	1,368	2,481	被害者への防犯指導・防犯器具貸出	11,943	14,315	17,967	関係機関への連絡	3,138	3,407	4,434	保護命令制度の説明	11,686	12,731	16,224	その他	3,332	3,595	5,053
1 配偶者からの暴力相談等の対応件数																																																																																																																																															
	平成18年	平成19年	平成20年																																																																																																																																												
件数	18,236	20,992	25,210																																																																																																																																												
2 配偶者暴力事案における女性が被害者となった比率																																																																																																																																															
	平成18年	平成19年	平成20年																																																																																																																																												
女性比率	98.8%	98.6%	98.4%																																																																																																																																												
3 配偶者暴力防止法の適用状況																																																																																																																																															
	平成18年	平成19年	平成20年																																																																																																																																												
医療機関からの通報(法第6条第2項)	53	56	81																																																																																																																																												
援助(法第8条の2)	4,260	5,208	7,225																																																																																																																																												
被害を自ら防止するための措置の教示	533	746	1,337																																																																																																																																												
住所居所を知られないようにするための措置	3,349	3,954	5,096																																																																																																																																												
被害防止交渉に関する事項についての助言	104	138	218																																																																																																																																												
加害者への被害防止交渉のための必要な事項の連絡	47	61	81																																																																																																																																												
被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用	73	99	98																																																																																																																																												
その他適当と認める援助	154	210	395																																																																																																																																												
裁判所からの書面提出要求(法第14条第2項)	2,172	2,162	2,618																																																																																																																																												
裁判所からの保護命令通知(法第15条第3項)	2,247	2,239	2,534																																																																																																																																												
保護命令違反の検挙(法第29条)	53	85	76																																																																																																																																												
4 警察がとった措置																																																																																																																																															
	平成18年	平成19年	平成20年																																																																																																																																												
他法令による検挙	1,525	1,581	1,650																																																																																																																																												
殺人(未遂を含む。)	62	77	77																																																																																																																																												
暴行	351	459	504																																																																																																																																												
傷害	908	856	871																																																																																																																																												
脅迫	21	17	22																																																																																																																																												
住居侵入	27	38	24																																																																																																																																												
器物損壊	45	36	35																																																																																																																																												
暴力行為処罰法違反	24	28	23																																																																																																																																												
加害者への指導警告	3,353	4,085	5,341																																																																																																																																												
パトロール	1,367	1,368	2,481																																																																																																																																												
被害者への防犯指導・防犯器具貸出	11,943	14,315	17,967																																																																																																																																												
関係機関への連絡	3,138	3,407	4,434																																																																																																																																												
保護命令制度の説明	11,686	12,731	16,224																																																																																																																																												
その他	3,332	3,595	5,053																																																																																																																																												

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○関係機関の連携の促進</p> <p>⑦男女共同参画推進本部及びその下に設置された女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議並びに犯罪被害人等施策推進会議等の場を通じて、関係行政機関相互の連携を深め、関係施策を総合的に推進する。また、地方公共団体等とも連携することにより、国の法制度や関係施策について関係者の理解の促進に努める。</p> <p>警察においては、各都道府県の「被害者支援連絡協議会」の「女性被害者対策分科会」等の場において、被害者に対する支援や援助等に関する関係機関等の相互の連携を進める。</p> <p>また、人権擁護機関においても、関係機関との連携・協力を強化する。</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p>	<p>○ 女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議の開催(内閣府)</p> <p>○ 配偶者からの暴力被害者支援セミナーの開催(内閣府 7(1)イ④に前掲)</p> <p>○ 配偶者からの暴力被害者支援アドバイザーの派遣(内閣府 (1)イ④に前掲)</p> <p>○ 広報誌やホームページ等による配偶者からの暴力被害者支援情報の提供(内閣府 平成14年度～)</p> <p>○ 配偶者からの暴力に係る官民連携に関する調査(内閣府 平成19年度)</p> <p>○ 配偶者からの暴力防止と被害者支援に関する全国会議(DV全国会議)の開催(内閣府 平成20年度～)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																						
	<p>さらに、行政だけでなく、民間団体や地域住民等幅広い関係者との連携や地域を挙げての取組が期待される所であり、特に、女性に対する暴力に関する被害者の支援を行っている民間シェルター等に対する連携、支援に努める。</p>		<p>○ 地方公共団体による民間シェルターに対する財政的援助の状況等調査(内閣府 平成13年度～)</p> <p>○ 都道府県・政令指定都市が把握している民間シェルター施設数</p> <table border="1" data-bbox="1339 360 2018 427"> <thead> <tr> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>102</td> <td>105</td> <td>108</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 地方公共団体による民間シェルターに対する財政的援助の実施について</p> <table border="1" data-bbox="1126 491 2018 708"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>援助を行っている地方公共団体</td> <td>18都道府県 74市町村</td> <td>19都道府県 79市町村</td> <td>21都道府県 82市町村</td> </tr> <tr> <td>援助を受けている団体</td> <td>69団体 (延べ165団体)</td> <td>77団体 (延べ173団体)</td> <td>79団体 (延べ178団体)</td> </tr> <tr> <td>援助額</td> <td>約1億1,200万円</td> <td>約1億800万円</td> <td>約1億1,300万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 犯罪被害者等施策推進会議等において、施策の実施の状況の検証、評価及び監視等により、関係施策との適切な連携を実施。(内閣府)</p> <p>○ 警察の他、関係機関・団体、県等で構成する「被害者支援連絡協議会」の下、各機関・団体等の緊密な連携と協力により、被害者のニーズに対応した支援活動を推進しているほか、個々の事案において、被害者の具体的なニーズを把握し、よりきめ細かな支援を行うために、警察署を単位とした連絡協議会(被害者支援地域ネットワーク)を構築するとともに、民間の被害者支援団体の自主的な活動を促進するための措置を都道府県公安委員会が適切に実施するための指針を策定。平成21年4月1日現在、被害者支援連絡協議会が47(全都道府県)、被害者支援地域ネットワークが1,148(全警察署数1,201)設置。(警察庁)</p> <p>○ 婦人相談所等の関係機関との情報及び意見の交換の実施(法務省)</p> <p>○ 福祉事務所等関係機関とのネットワークの整備(厚生労働省 平成14年度～) 17年度:43都道府県、18年度:44都道府県、19年度:42都道府県</p>	平成18年度	平成19年度	平成20年度	102	105	108		平成18年度	平成19年度	平成20年度	援助を行っている地方公共団体	18都道府県 74市町村	19都道府県 79市町村	21都道府県 82市町村	援助を受けている団体	69団体 (延べ165団体)	77団体 (延べ173団体)	79団体 (延べ178団体)	援助額	約1億1,200万円	約1億800万円	約1億1,300万円
平成18年度	平成19年度	平成20年度																							
102	105	108																							
	平成18年度	平成19年度	平成20年度																						
援助を行っている地方公共団体	18都道府県 74市町村	19都道府県 79市町村	21都道府県 82市町村																						
援助を受けている団体	69団体 (延べ165団体)	77団体 (延べ173団体)	79団体 (延べ178団体)																						
援助額	約1億1,200万円	約1億800万円	約1億1,300万円																						

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>ウ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり</p> <p>○安全・安心まちづくりの推進</p> <p>①公共施設や共同住宅等の住居における女性・子どもを対象とした犯罪が依然として多発していることから、地方公共団体や施設管理者等と連携しながら、犯罪防止に配慮した構造・設備を有する道路、公園</p>	<p>警察庁、関係府省</p>	<p>○ 女性に対する暴力に関するシンポジウムを開催(内閣府 ～平成19年度)(7(1)ア①に前掲)</p> <p>○ 広報誌やホームページ等による配偶者からの暴力被害者支援情報の提供(内閣府 平成14年度～)</p> <p>○ 平成17年11月、平成20年1月及び平成21年3月、迅速な警告等を実施するため、ストーカー規制法の運用を見直すとともに、当該見直しに係る通達を警察庁のホームページ上に掲載して周知。(警察庁 平成17年度～)</p> <p>○ 平成18年度及び平成20年度に「ストーカー対策マニュアル」を、平成21年度に「配偶者からの暴力対策マニュアル」をそれぞれ作成し、各都道府県警察に配布(警察庁)(7(1)④に前掲)</p> <p>○ 都道府県における婦人保護事業の啓蒙普及(講演会、ポスター、リーフレット等)(厚生労働省)(7(1)イ①に前掲)</p> <p>○ 平成20年の配偶者暴力防止法違反(保護命令違反)の通常受理人員数は81人、起訴人員数は51人(うち公判請求は28人、略式命令請求は23人)であり、配偶者から暴力を受けた被害者に対する暴力の防止のため、配偶者暴力防止法等の関係法令を適用し、適正な処罰の実現に努めている。(法務省)</p> <p>○ 犯罪防止に配慮した環境設計を行うことにより、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進するため、道路、公園、駐車・駐輪場等の防犯基準や共同住宅に関する防犯上の留意事項をまとめた「安全・安心まちづくり推進要綱」(平成12年2月制定)を平成18年4月に改正し、「道路、公園、駐車・駐輪場等の整備・管理に係る防犯上の留意事項」に道路・公共施設等における監視性の確保のための方策を整理した。また、「共同住宅に係る防犯上の留意事項」には、住宅の開口部の防犯対策として防犯性能の高い建物部品の使用を明記するなど、防犯に配慮した公</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>等の施設の普及を図ることにより、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを一層推進する。</p> <p>○防犯対策の強化</p> <p>②女性に対する暴力など身近な犯罪を予防・検挙するため、引き続き、交番・駐在所を拠点としたパトロールの強化を図るとともに、ボランティア団体、自治体等と連携しつつ、被害防止のための講習会の開催、防犯ビデオ・マニュアル等の作成、地域安全情報の提供、防犯機器の貸出し、相談等による指導、助言等を積極的に行う。また、女性に対する暴力等の被害者の再被害を防止し、その不安感を解消するため、被害者の要望に基づき、地域警察官による訪問・連絡活動を更に推進する。</p>	<p>警察庁</p>	<p>共施設等の整備・管理の推進や住宅の防犯性能の向上を実施。(警察庁 関係府省 平成18年～)</p> <p>○ 女性や子どもを含むすべての住民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に資するため、平成13年度から平成19年度まで「街頭緊急通報システム」(スーパー防犯灯)の整備を、また、平成14年度から平成20年度まで「子ども緊急通報装置」の整備を、それぞれ推進した。平成20年度末現在、スーパー防犯灯が27都道府県90地区762基、子ども緊急通報装置が47都道府県65地区427基整備。(警察庁 平成13年度～平成20年度)</p> <p>○ 地方警察官の増員により、子どもや女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等について、行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講じる活動を専門的かつ継続的に行うための専従の対策班を全国の警察本部に設置。(警察庁 平成21年度～)</p> <p>○ 地域警察官は、犯罪の多発する時間帯・地域に重点を置いたパトロールを行っており、パトロールに当たっては、不審な者に対する職務質問、危険個所の把握、犯罪多発地域の家庭や事業所に対する防犯指導、パトロールカードによる情報提供等を実施。(警察庁)</p> <p>○ 活動拠点を設置して行われる自主防犯活動を支援する「地域安全安心ステーション」事業を全国で実施しており、パトロールに必要な装備品の貸与等を実施。(警察庁 平成17年度～)</p> <p>○ 犯罪被害者からの要望がある場合には、交番・駐在所の地域警察官がその受持区内に居住する犯罪被害者を訪問し、被害の回復、拡大防止等に関する情報の提供、防犯上の指導連絡等を実施。また、被害の態様等によっては、必要に応じて、パトロールや女性の警察官による訪問・連絡活動を実施。(警察庁 平成8年度～)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等						
	<p>③女性に対する暴力等の予防・検挙の観点からも、情報化の進展に応じた情報提供に配慮しつつ、安全に関する情報提供等地域に密着した防犯活動を展開する。</p> <p>○女性に対する暴力を容認しない社会環境の醸成等</p> <p>④女性に対する暴力を助長するおそれのあるわいせつな雑誌、コンピューターソフト、ビデオやインターネット上の情報について、法令に基づいた厳正な取締りに努めるほか、業界による自主規制などの取組を促す。</p> <p>⑤卑わいな広告物等の取締り及び排除活動を推進する。また、様々なメディアにおける性に関する情報の氾濫やテレホンクラブ等の性を売り物とする営業の増加に伴い、特に児童の性的な被害が依然頻発していることから、不法事案の積極的な取締り等による環境浄化を図る。地</p>	<p>警察庁</p> <p>警察庁、関係府省</p> <p>警察庁、関係府省</p>	<p>○ 各都道府県警察のホームページ上にそれぞれ地域ごとの女性被害相談窓口への連絡手段や犯罪発止情報、防犯対策情報等を掲載。また、携帯電話電子メールによる情報発信を行うなどして地域住民に向けて、警察の有する犯罪発生情報や防犯対策情報を提供。(警察庁)</p> <p>○ 都道府県警察では、インターネット上の違法情報・有害情報の有無を調査するサイバーパトロールや一般のインターネット利用者からの同情報に関する通報を受理するインターネットホットラインセンターからの通報等により、これらの情報の把握・削除依頼に努めるとともに、違法情報について厳正な取締りを推進。(警察庁)</p> <p>・サイバー犯罪の検挙状況(わいせつ物頒布等)</p> <table border="1"> <tr> <td>平成20年</td> <td>177件</td> </tr> <tr> <td>平成19年</td> <td>203件</td> </tr> <tr> <td>平成18年</td> <td>192件</td> </tr> </table> <p>○ 青少年保護育成条例により青少年への販売等が規制されている有害図書類について、関係機関・団体、地域住民等と協力して関係業界の自主的措置を図るとともに、個別の業者に対する指導の徹底や悪質な業者に対する取締りを強化。(警察庁)</p> <p>○ 「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」及び都市再生プロジェクト「防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築」平成17年6月、犯罪対策閣僚会議と都市再生本部の合同会議決定)にもとづき、主要な繁華街・歓楽街を管轄する都道府県警察では、それぞれの繁華街・歓楽街が健全で魅力あふれるものとして再生することを目指し、性風俗業者による住居へのビラの投げ込み、広告制限区域等における看板の設置等の取締りを強化している。(警察庁 平成17年度～)</p>	平成20年	177件	平成19年	203件	平成18年	192件
平成20年	177件								
平成19年	203件								
平成18年	192件								

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																																																																
	<p>方公共団体の青少年保護育成条例等について地方公共団体に各種の助言や情報提供を行う。性や暴力に関する有害図書類等が青少年に販売されないよう関係団体へ働きかけることなどを推進する。さらに、関係機関・団体等と連携して児童の権利の保護や青少年を取り巻く有害環境浄化に関する広報・啓発活動を推進する。</p> <p>エ 女性に対する暴力に関する調査研究等</p> <p>○被害の実態把握</p> <p>①女性に対する暴力についての確かな施策を実施し、社会の問題意識を高めるため、被害等の実態を把握することを目的とした調査を、今後も定期的・継続的に実施するとともに、既存の統計調査について、統</p>	<p>内閣府、関係府省</p>	<p>○ 児童に淫行をさせる行為のように、少年の心身に有害な影響を与え少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の取締りと被害少年の発見・保護を推進しており、特に、児童買春や児童ポルノについては、児童買春・児童ポルノ法を積極的に適用し、取締りを強化。（警察庁）</p> <table border="1" data-bbox="1041 359 1825 646"> <caption>福祉犯の法令別送致人員</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>計</th> <th>風 営 適 正 化 法</th> <th>売 春 防 止 法</th> <th>児 童 福 祉 法</th> <th>児 童 ポ ル ノ 買 春 禁 止 法</th> <th>労 働 基 準 法</th> <th>職 業 安 定 法</th> <th>毒 物 取 扱 及 締 び 法</th> <th>覚 取 せ 締 り 法</th> <th>青 少 年 保 護 例</th> <th>出 入 在 留 管 制 法</th> <th>そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年送致人員</td> <td>6,983</td> <td>823</td> <td>59</td> <td>518</td> <td>1,272</td> <td>121</td> <td>63</td> <td>111</td> <td>92</td> <td>2,817</td> <td>367</td> <td>740</td> </tr> <tr> <td>19年送致人員</td> <td>6,768</td> <td>983</td> <td>63</td> <td>494</td> <td>1,361</td> <td>164</td> <td>53</td> <td>192</td> <td>135</td> <td>2,770</td> <td>114</td> <td>439</td> </tr> <tr> <td>18年送致人員</td> <td>6,532</td> <td>949</td> <td>82</td> <td>548</td> <td>1,490</td> <td>98</td> <td>102</td> <td>209</td> <td>144</td> <td>2,483</td> <td>48</td> <td>379</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 青少年保護育成条例により青少年への販売等が規制されている有害図書類に対する取締りの推進。（警察庁）</p> <p>○ 若年層を対象とした暴力の被害実態等の調査を実施予定（内閣府 平成21年度）</p> <p>○ 男女間における暴力に関する調査（内閣府 平成17年度・20年度） ・配偶者からの被害経験</p> <table border="1" data-bbox="1003 1332 2116 1412"> <thead> <tr> <th colspan="3">女性</th> <th colspan="3">男性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>何度もあった</td> <td>1、2度あった</td> <td>(計)</td> <td>何度もあった</td> <td>1、2度あった</td> <td>(計)</td> </tr> </tbody> </table>		計	風 営 適 正 化 法	売 春 防 止 法	児 童 福 祉 法	児 童 ポ ル ノ 買 春 禁 止 法	労 働 基 準 法	職 業 安 定 法	毒 物 取 扱 及 締 び 法	覚 取 せ 締 り 法	青 少 年 保 護 例	出 入 在 留 管 制 法	そ の 他	20年送致人員	6,983	823	59	518	1,272	121	63	111	92	2,817	367	740	19年送致人員	6,768	983	63	494	1,361	164	53	192	135	2,770	114	439	18年送致人員	6,532	949	82	548	1,490	98	102	209	144	2,483	48	379	女性			男性			何度もあった	1、2度あった	(計)	何度もあった	1、2度あった	(計)
	計	風 営 適 正 化 法	売 春 防 止 法	児 童 福 祉 法	児 童 ポ ル ノ 買 春 禁 止 法	労 働 基 準 法	職 業 安 定 法	毒 物 取 扱 及 締 び 法	覚 取 せ 締 り 法	青 少 年 保 護 例	出 入 在 留 管 制 法	そ の 他																																																							
20年送致人員	6,983	823	59	518	1,272	121	63	111	92	2,817	367	740																																																							
19年送致人員	6,768	983	63	494	1,361	164	53	192	135	2,770	114	439																																																							
18年送致人員	6,532	949	82	548	1,490	98	102	209	144	2,483	48	379																																																							
女性			男性																																																																
何度もあった	1、2度あった	(計)	何度もあった	1、2度あった	(計)																																																														

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																																																																																																																
	<p>計データの活用や調査項目の見直しの検討などにより、性別データの収集、整備、提供に努める。</p> <p>○加害者に関する研究等</p>		<table border="1" data-bbox="1003 245 2116 625"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th colspan="6">女性</th> <th colspan="6">男性</th> </tr> <tr> <th colspan="2">何度もあった</th> <th colspan="2">1、2度あった</th> <th colspan="2">(計)</th> <th colspan="2">何度もあった</th> <th colspan="2">1、2度あった</th> <th colspan="2">(計)</th> </tr> <tr> <th>平成17年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 身体に対する暴行を受けた</td> <td>5.8%</td> <td>5.9%</td> <td>20.8%</td> <td>19.0%</td> <td>26.7%</td> <td>24.9%</td> <td>1.3%</td> <td>1.9%</td> <td>12.4%</td> <td>11.8%</td> <td>13.8%</td> <td>13.6%</td> </tr> <tr> <td>B 精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた</td> <td>5.3%</td> <td>6.0%</td> <td>10.8%</td> <td>10.6%</td> <td>16.1%</td> <td>16.6%</td> <td>1.6%</td> <td>1.5%</td> <td>6.5%</td> <td>7.3%</td> <td>8.1%</td> <td>8.8%</td> </tr> <tr> <td>C 性的な行為を強要された</td> <td>5.2%</td> <td>4.7%</td> <td>10.0%</td> <td>11.1%</td> <td>15.2%</td> <td>15.8%</td> <td>0.1%</td> <td>0.4%</td> <td>3.3%</td> <td>3.9%</td> <td>3.4%</td> <td>4.3%</td> </tr> <tr> <td>配偶者からA,B,Cのいずれかの行為を1つでも受けたことがある</td> <td>10.6%</td> <td>10.8%</td> <td>22.6%</td> <td>22.4%</td> <td>33.2%</td> <td>33.2%</td> <td>2.6%</td> <td>2.9%</td> <td>14.8%</td> <td>14.9%</td> <td>17.4%</td> <td>17.7%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1317 671 2078 940"> <thead> <tr> <th>配偶者暴力防止法の認知度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法律があることも、その内容も知っている</td> <td>13.3%</td> <td>12.2%</td> </tr> <tr> <td>法律があることは知っているが、内容はよく知らない</td> <td>66.2%</td> <td>63.9%</td> </tr> <tr> <td>法律があることも、その内容も知らなかった</td> <td>19.3%</td> <td>22.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ ホームページにおいて、国及び地方公共団体が実施した女性に対する暴力に関する調査研究一覧を提供(調査結果を各ホームページ上で公表しているものについては、当該ホームページとリンク)(内閣府 平成15年度～)</p>													女性						男性						何度もあった		1、2度あった		(計)		何度もあった		1、2度あった		(計)		平成17年度	平成20年度	平成17年度	平成20年度	平成17年度	平成20年度	平成17年度	平成20年度	平成17年度	平成20年度	平成17年度	平成20年度	A 身体に対する暴行を受けた	5.8%	5.9%	20.8%	19.0%	26.7%	24.9%	1.3%	1.9%	12.4%	11.8%	13.8%	13.6%	B 精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた	5.3%	6.0%	10.8%	10.6%	16.1%	16.6%	1.6%	1.5%	6.5%	7.3%	8.1%	8.8%	C 性的な行為を強要された	5.2%	4.7%	10.0%	11.1%	15.2%	15.8%	0.1%	0.4%	3.3%	3.9%	3.4%	4.3%	配偶者からA,B,Cのいずれかの行為を1つでも受けたことがある	10.6%	10.8%	22.6%	22.4%	33.2%	33.2%	2.6%	2.9%	14.8%	14.9%	17.4%	17.7%	配偶者暴力防止法の認知度	平成17年度	平成20年度	法律があることも、その内容も知っている	13.3%	12.2%	法律があることは知っているが、内容はよく知らない	66.2%	63.9%	法律があることも、その内容も知らなかった	19.3%	22.3%
	女性						男性																																																																																																												
	何度もあった		1、2度あった		(計)		何度もあった		1、2度あった		(計)																																																																																																								
	平成17年度	平成20年度	平成17年度	平成20年度	平成17年度	平成20年度	平成17年度	平成20年度	平成17年度	平成20年度	平成17年度	平成20年度																																																																																																							
A 身体に対する暴行を受けた	5.8%	5.9%	20.8%	19.0%	26.7%	24.9%	1.3%	1.9%	12.4%	11.8%	13.8%	13.6%																																																																																																							
B 精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた	5.3%	6.0%	10.8%	10.6%	16.1%	16.6%	1.6%	1.5%	6.5%	7.3%	8.1%	8.8%																																																																																																							
C 性的な行為を強要された	5.2%	4.7%	10.0%	11.1%	15.2%	15.8%	0.1%	0.4%	3.3%	3.9%	3.4%	4.3%																																																																																																							
配偶者からA,B,Cのいずれかの行為を1つでも受けたことがある	10.6%	10.8%	22.6%	22.4%	33.2%	33.2%	2.6%	2.9%	14.8%	14.9%	17.4%	17.7%																																																																																																							
配偶者暴力防止法の認知度	平成17年度	平成20年度																																																																																																																	
法律があることも、その内容も知っている	13.3%	12.2%																																																																																																																	
法律があることは知っているが、内容はよく知らない	66.2%	63.9%																																																																																																																	
法律があることも、その内容も知らなかった	19.3%	22.3%																																																																																																																	

様式1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>②再犯防止の観点から、女性に対する暴力の加害者について、矯正施設に収容された者や保護観察に付された者等を対象とする加害者の特性により対応した指導・教育方法の調査研究を引き続き実施し、矯正処遇、社会内処遇の充実・強化を図る。</p> <p>③配偶者からの暴力の加害者の更生については、被害者の安全の確保を第一に考えつつ、配偶者暴力防止法の規定に基づき、加害者更生プログラムのあり方等について調査研究を推進する。</p>	<p>法務省</p> <p>内閣府、 法務省</p>	<p>○ 刑事施設においては、現在、被害者の命を奪い、又はその身体に重大な被害をもたらす犯罪を犯し、被害者及びその遺族等に対する謝罪や賠償等について特に考えさせる必要がある者については、個々の受刑者の状況に応じ、「被害者の視点を取り入れた教育」を実施したり、講話や視聴覚教材等を通して、被害者及びその家族等の感情を理解させ、罪障感を養うための指導を実施。個々の女性に対する暴力の加害者の状況や問題性を考慮した上で、必要性が認められれば、個別にこれらの指導を実施。(法務省)</p> <p>○ 暴力犯罪を繰り返している仮釈放者及び保護観察付執行猶予者のうち、家庭内暴力を含む特定の類型に該当する者に対して保護観察官の直接的関与を強化して改善更生を促進。(法務省 平成19年8月～)</p> <p>○ 「配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究」としてDV防止法違反事件を取り上げ、加害者に対する有効な矯正処遇及び社会内処遇の方策について検討するための基礎的な資料を提供するため、加害者の特性、被害者との関係等について調査するなどの研究を実施(法務省平成18, 19年度)。</p> <p>○ 配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究(内閣府) 21年度 加害者が支援者に接触、妨害行為を行ってきた場合の対応について検討 20年度 海外有識者の招聘 19年度 東アジアにおける取組を調査 18年度 国内、海外の加害者更生プログラムの実施状況を把握 17年度 有識者からなる検討委員会を設置し、H16年度の試行結果を踏まえ、加害者更生の可能性及び限界について検討</p>
(2)配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の	ア 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項		

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																																																										
<p>推進</p>	<p>○関係施策の積極的な推進</p> <p>①配偶者暴力防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(平成20年1月11日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)に沿って、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護のための施策を積極的に推進する。</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p>	<p>○各都道府県における配偶者暴力相談支援センターの設置状況(内閣府 平成14年4月～)</p> <table border="1" data-bbox="1077 496 2107 730"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18.4</th> <th>H19.4</th> <th>H20.4</th> <th>H21.4</th> <th>H21.8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>婦人相談所</td> <td>47</td> <td>47</td> <td>47</td> <td>47</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>女性センター等</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>福祉事務所・保健所</td> <td>53</td> <td>81</td> <td>80</td> <td>81</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>児童相談所</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>その他(支庁等)</td> <td>17</td> <td>21</td> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>144</td> <td>177</td> <td>180</td> <td>183</td> <td>186</td> </tr> </tbody> </table> <p>○配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数調べ(内閣府)</p> <p>(単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="1084 831 1778 1010"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性</td> <td>58,020</td> <td>61,636</td> <td>67,660</td> </tr> <tr> <td>男性</td> <td>508</td> <td>442</td> <td>536</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>58,528</td> <td>62,078</td> <td>68,196</td> </tr> </tbody> </table> <p>○広報誌やホームページ等による配偶者からの暴力被害者支援情報の提供(内閣府 平成14年度～)</p> <p>○平成16年11月及び平成20年1月に発出した通達に基づき、引き続き、基本方針に沿った各種施策を積極的に推進。(警察庁 平成16年度～)</p>		H18.4	H19.4	H20.4	H21.4	H21.8	婦人相談所	47	47	47	47	47	女性センター等	18	19	20	21	23	福祉事務所・保健所	53	81	80	81	81	児童相談所	9	9	9	9	9	その他(支庁等)	17	21	24	25	26	合計	144	177	180	183	186		平成18年度	平成19年度	平成20年度	女性	58,020	61,636	67,660	男性	508	442	536	合計	58,528	62,078	68,196
	H18.4	H19.4	H20.4	H21.4	H21.8																																																								
婦人相談所	47	47	47	47	47																																																								
女性センター等	18	19	20	21	23																																																								
福祉事務所・保健所	53	81	80	81	81																																																								
児童相談所	9	9	9	9	9																																																								
その他(支庁等)	17	21	24	25	26																																																								
合計	144	177	180	183	186																																																								
	平成18年度	平成19年度	平成20年度																																																										
女性	58,020	61,636	67,660																																																										
男性	508	442	536																																																										
合計	58,528	62,078	68,196																																																										

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○関係機関の連携協力</p> <p>②被害者の保護及び自立支援を図るため、被害者の保護及び自立支援に関する施策を所管する関係機関が共通認識を持ち、相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組む。</p> <p>○地方公共団体の取組に対する支援</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p>	<p>○一時保護委託制度の創設(厚生労働省 平成14年度～) 一時保護委託契約施設数 18年:229施設、19年:256施設、20年:261施設(各年4月1日現在)</p> <p>○関係省庁によるワーキングチームを結成し、基本方針改定の審議を実施(内閣府 平成19年9月～10月)</p> <p>○女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議の開催(内閣府)(7(1)イ⑦に前掲)</p> <p>○男女共同参画推進本部の下に設置された「女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議」に積極的に参加し、関係行政機関相互の連携を深め、女性に対する暴力の根絶に向けた施策を総合的に推進。(警察庁 平成12年度～)</p> <p>○福祉事務所等関係機関とのネットワークの整備(厚生労働省 14年度～)(7(1)イ⑦に前掲) 17年度:43都道府県、18年度:44都道府県、19年度:42都道府県</p> <p>○生活保護の実施に当たり、被害者(申請者)の生活状況や扶養関係について把握する際には、関係機関と連携協力し関係機関から情報を得る等により、被害者に更なる被害が生じることや、被害者の居所が加害者に知られないよう十分配慮されるよう各地方公共団体に対し通知。(厚生労働省 16・20年)</p> <p>○独立行政法人国立女性教育会館において、配偶者からの暴力等に関する相談員研修を実施(文部科学省 平成18年度～平成20年度)(7(1)イ⑦に前掲)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>③配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の作成その他地方公共団体における関係施策の推進のために必要な助言その他の援助を行う。</p> <p>○民間団体等との連携</p> <p>④配偶者暴力防止法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針等を踏まえて、地域において関係機関間及び民間団体等との間で緊密な連携を取りながら、被害者の安全の確保及び秘密の保持に十分配慮しつつ、効果的な施策の実施を図る。また、民間団体等に対し必</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p>	<p>○ 広報誌やホームページ等による配偶者からの暴力被害者支援情報の提供(内閣府 平成14年度～)</p> <p>○ 基本方針改定についての説明会を開催(内閣府 平成20年)</p> <p>○ 市町村における基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センターの運営等に係る状況等調査(内閣府 平成20年度～)</p> <p>○ 「配偶者からの暴力防止と被害者支援に関する全国会議(DV全国会議)」の開催(内閣府 平成20年度～)(7(1)イ⑦に前掲)</p> <p>○ 各都道府県警察に対して、都道府県の計画策定に参画し、当該計画に基本方針を踏まえた適切な事項が盛り込まれるようにするよう指導。(警察庁 平成16年度～)</p> <p>○ 厚生労働省が主催する全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会等研修会の中の行政説明等において、関係施策の推進等を実施。(厚生労働省)</p> <p>○ 独立行政法人国立女性教育会館において、配偶者からの暴力等に関する相談員研修を実施(文部科学省 平成18年度～平成20年度)(7(1)イ⑦に前掲)</p> <p>○ 配偶者からの暴力被害者自立支援モデル事業を民間団体に委託して実施(内閣府 平成20年度～) 平成20年度:居場所づくり 平成21年度:社会参画の促進 平成22年度:定着支援(予定)</p> <p>○ 「配偶者からの暴力防止と被害者支援に関する全国会議(DV全国会議)」の開催(内閣府 平成20年度～)(7(1)イ⑦に前掲)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																						
	<p>要な援助を行うよう努める。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 配偶者からの暴力に係る官民連携に関する調査(内閣府 平成19年度)(7(1)イ⑦に前掲) ○ 「配偶者からの暴力の被害者対応の手引～二次的被害を与えないために～」を作成(内閣府 平成19年度)(7(1)イ④に前掲) ○ 研修用教材「配偶者からの暴力 相談の手引」(改訂版)を作成(内閣府 平成17年度)(7(1)イ④に前掲) ○ 広報誌やホームページ等による配偶者からの暴力被害者支援情報の提供(内閣府 平成14年度～) ○ 地方公共団体による民間シェルターに対する財政的援助の状況等調査(内閣府 平成13年度～) <p style="text-align: center;">○都道府県・政令指定都市が把握している民間シェルター施設数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">102</td> <td style="text-align: center;">105</td> <td style="text-align: center;">108</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">○地方公共団体による民間シェルターに対する財政的援助の実施について</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>援助を行っている地方公共団体</td> <td>18都道府県 74市町村</td> <td>19都道府県 79市町村</td> <td>21都道府県 82市町村</td> </tr> <tr> <td>援助を受けている団体</td> <td>69団体 (延べ165団体)</td> <td>77団体 (延べ173団体)</td> <td>79団体 (延べ178団体)</td> </tr> <tr> <td>援助額</td> <td>約1億1,200万円</td> <td>約1億800万円</td> <td>約1億1,300万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察の他、関係機関・団体、県等で構成する「被害者支援連絡協議会」の下、各機関・団体等の緊密な連携と協力により、被害者のニーズに対応した支援活動を推進しているほか、個々の事案において、被害者の具体的なニーズを把握し、よりきめ細かな支援を行うために、警察署を単位とした連絡協議会(被害者支援地域ネットワーク)を構築するとともに、民間の被害者支援団体の自主的な活動を促進するための措置を都道府県公安委員会が適切に実施するための指針を策定。平成21年4月1日現在、被害者支援連絡協議会が47(全都道府県)、被害者支 	平成18年度	平成19年度	平成20年度	102	105	108		平成18年度	平成19年度	平成20年度	援助を行っている地方公共団体	18都道府県 74市町村	19都道府県 79市町村	21都道府県 82市町村	援助を受けている団体	69団体 (延べ165団体)	77団体 (延べ173団体)	79団体 (延べ178団体)	援助額	約1億1,200万円	約1億800万円	約1億1,300万円
平成18年度	平成19年度	平成20年度																							
102	105	108																							
	平成18年度	平成19年度	平成20年度																						
援助を行っている地方公共団体	18都道府県 74市町村	19都道府県 79市町村	21都道府県 82市町村																						
援助を受けている団体	69団体 (延べ165団体)	77団体 (延べ173団体)	79団体 (延べ178団体)																						
援助額	約1億1,200万円	約1億800万円	約1億1,300万円																						

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○被害者に対する職務関係者の配慮の徹底</p> <p>⑤被害者の保護に当たっては、被害者は、配偶者からの暴力で心身ともに傷ついていることに留意し、不適切な対応により、被害者に更なる被害(二次的被害)が生じることのないよう配慮することを徹底する。</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p>	<p>援地域ネットワークが1,148(全警察署数1,201)設置。(警察庁)(7(1)イ⑦に前掲)</p> <p>○ 福祉事務所等関係機関とのネットワークの整備(厚生労働省 平成14年度～)(7(1)イ⑦に前掲) 17年度:43都道府県、18年度:44都道府県、19年度:42都道府県</p> <p>○ 一時保護委託制度の創設(厚生労働省 平成14年度～)(7(2)ア①に前掲) 一時保護委託契約施設数 18年:229施設、19年:256施設、20年:261施設(各年4月1日現在)</p> <p>○ 「配偶者からの暴力の被害者対応の手引き～二次的被害を与えないために～」を作成、全国の地方公共団体、都道府県警察、配偶者暴力相談支援センター等に配布。(内閣府)(7(1)イ④に前掲)</p> <p>○ 平成18年度及び平成20年度に「ストーカー対策マニュアル」を、平成21年度に「配偶者からの暴力対策マニュアル」をそれぞれ作成し、各都道府県警察に配布(警察庁)(7(1)④)に前掲)</p> <p>○ 各級警察学校において、新たに採用された警察職員に対する採用時教育、専門分野に任用される警察官に対する部門別任用時教育、昇任した警察職員に対する昇任時教育、被害者支援に従事する警察職員に対する専科等の教育において、配偶者からの暴力事案の特性等を理解させるなど被害者支援の教育を実施。また、警察署等の職場においては、集合時等の機会を利用した教育、警察本部主管課指導者による巡回指導、部外専門家による講演会等を実施。(警察庁)。</p> <p>○ 犯罪被害者等基本計画の策定や「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」の制定の趣旨を踏まえ、公判廷で証人となる被害者の精神的苦痛を軽減するため、付添い、遮へい、ビデオリンク方式の証人尋問等の適切な運用のために裁判所に音声を述べたり、公開の法廷における性犯罪被害者等の被害者特定事項の秘匿に関</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>⑥配偶者暴力防止法が対象としている被害者には、日本在住の外国人(在留資格の有無を問わない。)や障害のある人も当然含まれていることに十分留意しつつ、その立場に配慮することを徹底する。</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p>	<p>所に急死を述べたが、公開の法廷における犯罪被害者等の被害者特定事項の秘密に関し、被害者等の意向を把握し、裁判所へ通知する等、犯罪被害者等の心情等に配慮し、適切な対応をするよう努めている。(法務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従前から検察職員に対する各種研修において、犯罪被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する講義等を実施。(法務省)(7(1)イ④に前掲) ○ 婦人相談所、婦人保護施設等の職員等への専門研修(厚生労働省 平成14年度～)(7(1)イ④に前掲) 配偶者からの暴力の問題に精通した司法、医療、心理等の学識経験者等を講師として招聘し、被害者の人権に対する配慮や配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるための研修を実施する。 ○ 研修用教材「配偶者からの暴力 相談の手引」(改訂版)を作成(内閣府 平成20年度)(7(1)イ④に前掲) ○ 「配偶者からの暴力の被害者対応の手引～二次的被害を与えないために～」を作成(内閣府 平成19年度)(7(1)イ④に前掲) ○ リーフレットやホームページを通じて、配偶者からの暴力の被害者が外国人であった場合の支援情報を外国語で提供(内閣府 平成15年度～)(7(1)イ①に前掲) 平成15年度～ 7か国語 平成20年度～ 8か国語 ○ 配偶者からの暴力の被害者が視覚障害者であった場合の支援情報を点字で提供(内閣府 平成16年度～)(7(1)イ①に前掲) ○ 広報誌やホームページ等による配偶者からの暴力被害者支援情報の提供(内閣府 平成14年度～)

様式1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>イ 相談体制の充実</p> <p>○配偶者暴力相談支援センターの取組</p> <p>①配偶者暴力相談支援センターにおいては、プライバシーの保護、安心と安全の確保、受容的な態度で相談を受けること等、被害者の人権に配慮した対応を行うよう促す。また、都道府県において少なくとも1つの施設で、夜間、休日を問わず対応できるよう促す。</p>	<p>内閣府、厚生労働省</p>	<p>○平成16年11月に発出した通達に基づき、引き続き、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するように配慮するとともに、平成20年1月に発出した通達に基づき、被害者から在留資格を有していない事情について十分聴取するなど個別の事案ごとに諸般の事情に照らした適切な対応を実施。(警察庁 平成16年度～)</p> <p>○従前から検察職員に対する各種研修において、犯罪被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する講義等を実施(法務省)(7(1)イ④に前掲)</p> <p>○婦人相談所、婦人保護施設等の職員等への専門研修(厚生労働省 14年度～)(7(1)イ④に前掲)</p> <p>・配偶者からの暴力の問題に精通した司法、医療、心理等の学識経験者等を講師として招聘し、被害者の人権に対する配慮や配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるための研修を実施する。</p> <p>○研修用教材「配偶者からの暴力 相談の手引」(改訂版)を作成(内閣府 平成20年度)(7(1)イ④に前掲)</p> <p>○「配偶者からの暴力の被害者対応の手引～二次的被害を与えないために～」を作成(内閣府 平成19年度)(7(1)イ④に前掲)</p> <p>○配偶者からの暴力被害者支援セミナーの開催(内閣府)(7(1)イ④に前掲)</p> <p>○配偶者からの暴力被害者支援アドバイザーの派遣(内閣府)(7(1)イ④に前掲)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○警察の取組</p> <p>②警察においては、被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害が生じることのないよう、女性警察職員による相談対応、被害者と加害者とは遭遇しないような相談の実施等被害者が相談しやすい環境の整備に努める。</p> <p>○人権擁護機関の取組</p>	<p>警察庁</p>	<p>○ 広報誌やホームページ等による配偶者からの暴力被害者支援情報の提供(内閣府 平成14年度～)</p> <p>○ 婦人相談所における休日及び夜間の相談体制の強化(厚生労働省 平成14年度～) 17年度:35カ所、18年度:38カ所、19年度:40カ所</p> <p>○ 婦人相談所における夜間警備体制の強化(厚生労働省 平成14年度～) 婦人相談所 17年度:31カ所、18年度:34カ所、19年度:34カ所</p> <p>○ 婦人相談所、婦人保護施設等の職員等への専門研修(厚生労働省 平成14年度～)(7(1)イ④に前掲) 配偶者からの暴力の問題に精通した司法、医療、心理等の学識経験者等を講師として招聘し、被害者の人権に対する配慮や配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるための研修を実施する。</p> <p>○ 各都道府県警察の相談窓口を利便性を向上させているほか、事情聴取に当たっては、被害者を夫・パートナーから引き離して別室で行うなどして、被害者が相談・申告しやすい環境の整備を実施。(警察庁)</p> <p>○ 犯罪被害等に関する相談に応じる窓口として、各都道府県警察の本部に警察総合相談室を設置。 また、電話による相談にも応じることができるよう、性犯罪に関する相談を受け付ける「性犯罪被害110番」や「#9110番」等の相談電話を各都道府県警察本部に設置。 (警察庁 平成元年～)(7(1)イ①に前掲)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																																
	<p>③人権擁護機関においては、人権相談所や「女性の人権ホットライン」といった専用電話を設け、配偶者からの暴力を含めた相談を受け付けるとともに、配偶者暴力相談支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言等を行い、暴力行為に及んだ者等に対しては、これを止めるよう説示、啓発を行う。</p> <p>○相談員等の研修の充実</p> <p>④配偶者暴力相談支援センター等の相談員等については、心理的負担等が多いことを踏まえ、研修の充実等による資質の向上や相談員のサポート体制を含む体制の充実に努める。</p>	<p>法務省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p>	<p>○</p> <table border="1" data-bbox="1102 252 1812 636"> <thead> <tr> <th colspan="4">女性の人権ホットラインの相談内容内訳（法務省）</th> </tr> <tr> <th>相談内容／年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> <th>20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暴行・虐待</td> <td>2,241</td> <td>2,447</td> <td>2,657</td> </tr> <tr> <td>強制・強要</td> <td>2,404</td> <td>2,004</td> <td>2,271</td> </tr> <tr> <td>セクシャル・ハラスメント</td> <td>707</td> <td>545</td> <td>447</td> </tr> <tr> <td>ストーカー</td> <td>257</td> <td>281</td> <td>379</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>19,676</td> <td>17,292</td> <td>18,243</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>25,285</td> <td>22,569</td> <td>23,997</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 配偶者からの暴力の加害者対応に関する調査研究（内閣府 平成21年度～）（7(1)エ③に前掲） 加害者が支援者に接触、妨害行為を行ってきた場合の対応マニュアルの作成</p> <p>○ 配偶者からの暴力被害者支援セミナーの開催（内閣府）（7(1)イ④に前掲）</p> <p>○ 配偶者からの暴力被害者支援アドバイザーの派遣（内閣府）（7(1)イ④に前掲）</p> <p>○ 婦人相談所、婦人保護施設等の職員等への専門研修（厚生労働省 平成14年度～）（7(1)イ④に前掲） 配偶者からの暴力の問題に精通した司法、医療、心理等の学識経験者等を講師として招聘し、被害者の人権に対する配慮や配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるための研修を実施する。</p>	女性の人権ホットラインの相談内容内訳（法務省）				相談内容／年	18年	19年	20年	暴行・虐待	2,241	2,447	2,657	強制・強要	2,404	2,004	2,271	セクシャル・ハラスメント	707	545	447	ストーカー	257	281	379	その他	19,676	17,292	18,243	合計	25,285	22,569	23,997
女性の人権ホットラインの相談内容内訳（法務省）																																			
相談内容／年	18年	19年	20年																																
暴行・虐待	2,241	2,447	2,657																																
強制・強要	2,404	2,004	2,271																																
セクシャル・ハラスメント	707	545	447																																
ストーカー	257	281	379																																
その他	19,676	17,292	18,243																																
合計	25,285	22,569	23,997																																

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>ウ 被害者の保護及び自立支援</p> <p>○被害者の立場に立った厳正かつ適切な対処の推進</p> <p>①警察においては、加害者について、被害者の意思を踏まえ、検挙するほか、加害者への指導警告を行うなど配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置を講ずる。被害者に対しては、加害者の検挙の有無にかかわらず、事案に応じて、必要な自衛措置等配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置について指導及び助言を行う。</p> <p>○暴力行為からの安全の確保</p> <p>②配偶者暴力防止法に基づき、保護命令制度の適切な運用の実現のための施策に努める。</p>	<p>警察庁</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省</p>	<p>○ 婦人相談所等における夜間警備体制の強化(厚生労働省 平成14年度～)(7(2)イ①に前掲) 婦人相談所 17年度:31カ所、18年度:34カ所、19年度:34カ所</p> <p>○ 被害者の意思を十分に尊重して対応し、検挙その他適切な措置を講じるとともに、保護命令制度の説明、防犯指導、関係機関・団体との紹介等自衛、対応策の教示を行うなど被害者の支援を実施。(警察庁)(7(1)イ⑥に前掲)</p> <p>○ 研修用教材「配偶者からの暴力 相談の手引」(改訂版)を作成(内閣府 平成20年度)(7(1)イ④に前掲)</p> <p>○ 「配偶者からの暴力の被害者対応の手引～二次的被害を与えないために～」を作成(内閣府 平成19年度)(7(1)イ④に前掲)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>③被害者を支援している親族や支援者に対しても、ストーカー行為等の規制等に関する法律を適切に運用するなどにより、その安全の確保に努める。</p>	<p>警察庁</p>	<p>○ 広報誌やホームページ等による配偶者からの暴力被害者支援情報の提供(内閣府 平成14年度～)</p> <p>○ 配偶者暴力防止法に基づき、裁判所から保護命令を発した旨の通知を受けたときは、関係する警察職員に周知し、被害者に防犯上の留意事項を教示するなど、事案に応じた必要な措置を講じるほか、保護命令違反を認めるときは、検挙措置を講じるなど厳正かつ適切に対処。(警察庁 平成13年度～)</p> <p>○ [統計]</p> <p>平成19年 新受 2,779 未済 84 既済 2,757(うち認容2,186)</p> <p>平成20年 新受 3,147 未済 88 既済 3,143(うち認容2,525)</p> <p>平成13年10月から平成20年12月までに認容された保護命令事件の平均審理期間 12.6日 *「配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況等について(最高裁判所)」による。</p> <p>○ [統計] 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第14条第2項に基づき、婦人相談所が裁判所から書面提出を求められた件数(厚生労働省) 平成17年度 1,179件、平成18年度1,171件、平成19年度1,027件</p> <p>○ 平成16年1月に発出した通達に基づき、引き続き、配偶者からの暴力事案において、被害者から親族、支援者等に対する暴行、傷害や脅迫、つきまとい等の行為があるとの相談があった場合は、当該被害者の了解を得た上で、親族、支援者等からの事情聴取を実施するよう努め、親族、支援者等自身からつきまとい等について相談がなされた場合には、当該親族、支援者等に対し防犯指導等必要な措置を講じるとともに、ストーカー規制法の適用を積極的に検討。(警察庁)</p>

様式1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○医療関係者による早期発見の推進</p> <p>④医師その他の医療関係者は、日常の業務を行う中で、配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあることから、医療関係者に対する研修の実施など、医療関係者による配偶者からの暴力の早期発見のための取組を促進する。</p> <p>○一時保護</p> <p>⑤被害者の安全の確保や心身の健康回復が十分に行われるよう、婦人相談所による適切かつ効果的な一時保護の実施を促す。また、今後とも、必要に応じ、民間シェルター等との連携を図る。</p> <p>⑥高齢者、障害者等である被害者に対し、適切に対応できるよう、婦人相談所一時保護所の必要な環境改善を進める。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)等の趣旨として、医療関係者が、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったものの発見及び通報に積極的な対応を求められていることについての周知徹底を図ること等を内容とする通知を各都道府県及び関係団体あてに発出。(平成19年3月16日付け医政総発第0316002号)(厚生労働省)</p> <p>○ 婦人相談所におけるDV被害者の一時保護の状況(厚生労働省) 17年度:4,438人、18年度:4,565人、19年度4,549人</p> <p>○ 一時保護委託制度の創設(厚生労働省 14年度～)(7(2)ア①に前掲) 一時保護委託契約施設数 18年:229施設、19年:256施設、20年:261施設(各年4月1日現在)</p> <p>○ 配偶者からの暴力被害者に同伴する児童の対応を図るため、次世代育成支援対策施設整備交付金において婦人相談所一時保護施設の環境改善を実施。(厚生労働省 平成19年度～)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○心身の健康回復への支援</p> <p>⑦被害者は繰り返される暴力の中でPTSD(心的外傷後ストレス障害)等の障害を抱えることも多く、加害者からの追求の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的に不安定な状態にあるため、相談・保護にかかわる職員が連携して、医学的又は心理学的な援助を行うよう努める。</p> <p>○自立支援</p> <p>⑧配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者の自立支援のため、就業の促進、住宅の確保、援護、医療保険・国民年金の手続き、同居する子どもの就学、住民基本台帳の閲覧等の制限等に関する制度の利用等の情報提供及び助言を行うとともに、事案に応じて当該関係機関と連絡調整を行うよう徹底する。また、必要があれば、その他の措置についても、各々の事情を踏まえ、事案に応じ講じるよう促す。</p> <p>⑨配偶者からの暴力への対策として、被害者が自立して生活することに対する支援が重要であることを踏</p>	<p>内閣府、厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省、関係</p> <p>内閣府、厚生労働省、関係</p>	<p>○ 配偶者からの暴力被害者支援セミナーの開催(内閣府)(7(1)イ④に前掲)</p> <p>○ 配偶者からの暴力被害者支援アドバイザーの派遣(内閣府)(7(1)イ④に前掲)</p> <p>○ 婦人相談所における心理療法担当職員の配置(厚生労働省 平成14年度～)(7(1)イ③に前掲) 婦人相談所 17年度:31カ所、18年度:33カ所、19年度:33カ所</p> <p>○ 配偶者からの暴力の被害者の自立支援に関する調査を実施(内閣府 平成18年度)</p> <p>○ 福祉事務所等関係機関とのネットワークの整備(厚生労働省 平成14年度～)(7(1)イ⑦に前掲) 17年度:43都道府県、18年度:44都道府県、19年度:42都道府県</p> <p>○ 都道府県教育委員会等へ通知を発出し、配偶者からの暴力の被害者の子どもの円滑な就学のための手続きの周知や居住地等の情報の厳重な管理についての周知・徹底を要請。(文部科学省 平成21年7月)</p> <p>○ 配偶者からの暴力被害者自立支援モデル事業を民間団体に委託して実施(内閣府 平成20年度～)(7(2)ア④に前掲)</p>

様式1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>まえ、就業の促進その他被害者の自立を支援するための施策等について、検討を一層進め、必要な措置を講じる。</p> <p>○広域的な連携の推進</p> <p>⑩地方公共団体を越えた広域的な連携の円滑な推進に向け、費用負担の問題を含め、地方公共団体間において適切に対応できるよう、責任の明確化等を進める。</p> <p>エ 関連する問題への対応</p> <p>○児童虐待への適切な対応</p>	<p>府省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p>	<p>○ 配偶者からの暴力の被害者の自立支援に関する調査を実施(内閣府 平成18年度)(7(2)ウ⑧に前掲)</p> <p>平成20年度:居場所づくり 平成21年度:社会参画の促進 平成22年度:定着支援(予定)</p> <p>○ 身元保証人確保対策事業(厚生労働省 平成19年度～)</p> <p>○ 都道府県に対し、広域連携に取り組むよう、通知を発出(内閣府 平成19年度)</p> <p>○ 被害者に対する生活保護の実施について、当該被害者が、婦人相談所が自ら行う若しくは委託して行う一時保護の施設に入所しているときは、当該被害者を居住地がない者とみなし、原則として当該施設所在地を所管する保護の実施機関が保護を実施責任を負い、現所在地保護を行うこと等について、各地方公共団体に対し通知(厚生労働省 平成14・19年)</p> <p>○ 「配偶者からの暴力の被害者への対応に係る留意事項について」(平成16年12月28日雇児福発第1228001号)において、配偶者からの暴力被害者の広域的な対応について実施責任及び費用負担の在り方を提示。(厚生労働省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																													
	<p>①児童虐待の防止等に関する法律において、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力等の児童に著しい心理的外傷を与える言動についても児童虐待に当たるとされたことを踏まえ、関係機関等の連携を図りつつ、適切な対応に努める。</p> <p>○交際相手等からの暴力への対応</p> <p>②配偶者暴力防止法における配偶者に該当しない交際相手等からの暴力についても、被害者の保護に努める。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省、関係府省</p>	<p>○福祉事務所等関係機関とのネットワークの整備(厚生労働省 平成14年度～)(7(1)イ⑦に前掲) 17年度:43都道府県、18年度:44都道府県、19年度:42都道府県</p> <p>○婦人相談所におけるDV被害者等に同伴する児童の一時保護の状況(厚生労働省) 17年度:5,209人、18年度:5,405人、19年度:5,448人</p> <p>○男女間における暴力に関する調査(内閣府 平成20年度) ・交際相手からの暴力被害経験</p> <table border="1" data-bbox="1041 710 2112 1098"> <thead> <tr> <th rowspan="2">10歳代、20歳代であった</th> <th colspan="2">女性</th> <th colspan="2">男性</th> </tr> <tr> <th>平成17年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 身体に対する暴行を受けた</td> <td>8.7%</td> <td>7.7%</td> <td>2.9%</td> <td>2.9%</td> </tr> <tr> <td>B 精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた</td> <td>7.2%</td> <td>7.8%</td> <td>3.1%</td> <td>3.1%</td> </tr> <tr> <td>C 性的な行為を強要された</td> <td>6.2%</td> <td>4.8%</td> <td>1.2%</td> <td>0.8%</td> </tr> <tr> <td>配偶者からA,B,Cのいずれかの行為を1つでも受けたことがある</td> <td>13.5%</td> <td>13.6%</td> <td>5.2%</td> <td>4.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○若年層を対象とした暴力の被害実態等の調査を実施予定(内閣府 平成21年度)(7(1)エ①に前掲)</p> <p>○若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発教材検討会を設置し、予防啓発教材の開発(内閣府 平成20年度～)(7(1)ア④に前掲)</p> <p>○配偶者暴力防止法の制定以前から婦人相談所においては、配偶者及び配偶者以外からの暴力被害者についても保護を実施。(厚生労働省)</p>	10歳代、20歳代であった	女性		男性		平成17年度	平成20年度	平成17年度	平成20年度	A 身体に対する暴行を受けた	8.7%	7.7%	2.9%	2.9%	B 精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた	7.2%	7.8%	3.1%	3.1%	C 性的な行為を強要された	6.2%	4.8%	1.2%	0.8%	配偶者からA,B,Cのいずれかの行為を1つでも受けたことがある	13.5%	13.6%	5.2%	4.3%
10歳代、20歳代であった	女性		男性																													
	平成17年度	平成20年度	平成17年度	平成20年度																												
A 身体に対する暴行を受けた	8.7%	7.7%	2.9%	2.9%																												
B 精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた	7.2%	7.8%	3.1%	3.1%																												
C 性的な行為を強要された	6.2%	4.8%	1.2%	0.8%																												
配偶者からA,B,Cのいずれかの行為を1つでも受けたことがある	13.5%	13.6%	5.2%	4.3%																												

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
<p>(3)性犯罪への対策の推進</p>	<p>ア 性犯罪への厳正な対処等</p> <p>○関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進</p> <p>①女性に対する性犯罪への対処のため、平成16年の刑法改正の趣旨も踏まえ、関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努める。</p> <p>○性犯罪捜査体制の整備、性犯罪捜査員の育成</p> <p>②全国の都道府県警察本部に設置している性犯罪捜査指導官及び性犯罪捜査指導係を効果的に運用するとともに、各都道府県警察署で指定している性犯罪捜査員について、その育成と体制の拡充を推進する。</p>	<p>警察庁、法務省</p> <p>警察庁</p>	<p>○・平成18年の強姦(致死傷も含む)の検挙件数は1,460件(前年比1.2%増)、平成18年の強制わいせつの検挙件数は3,779件(前年比0.5%減)</p> <p>・平成19年の強姦(致死傷も含む)の検挙件数は1,394件(前年比4.5%減)、強制わいせつの検挙件数は3,542件(前年比6.3%減)</p> <p>・平成20年の強姦(致死傷も含む)の検挙件数は1,326件(前年比4.9%減)、強制わいせつの検挙件数は3,555件(前年比0.4%増)(警察庁)</p> <p>○平成20年の強姦(強姦致死傷, 集団強姦, 集団強姦致死傷を含む)の通常受理人員数は, 1690人, 公判請求人員数は, 789人であり, 同年の強制わいせつ(強制わいせつ致死傷を含む)の通常受理人員数は, 3014人, 公判請求人員数は, 1443人である。女性に対する性犯罪に対しては, 刑法等の関係法令を適用し, 適正な処罰の実現に努めている。(法務省)</p> <p>○警察庁において、性犯罪捜査に従事している者等を対象とした全国レベルの専科教養「性犯罪捜査専科」を実施(警察庁 平成19年度～)(7(1)イ④に前掲)</p> <p>○性犯罪捜査の指揮、指導等に当たる「性犯罪捜査指導官」(平成21年4月現在51人)及び性犯罪捜査指導官の補佐等に当たる「性犯罪指導係」(平成21年4月現在296人)を各都道府県警察に設置(警察庁)(7(1)イ④に前掲)</p>

様式1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○性犯罪の潜在化防止に向けた取組</p> <p>③「性犯罪被害110番」の活用や女性警察官による事情聴取体制についての広報等、性犯罪被害に遭った女性が安心して警察に届出のできる環境づくりのための施策を推進し、性犯罪被害の潜在化防止に努める。</p> <p>○精神面の被害への適切な対応</p> <p>④性犯罪等の被害者は、精神的にも大きなダメージを負い、PTSD(心的外傷後ストレス障害)や他の様々な精神障害に苦しむケースが少ない現状を踏まえ、捜査関係者を含む関係者において、被害者の精神面の被害についても的確に把握した上、事案に応じた適切な対応を図る。</p>	<p>警察庁</p> <p>警察庁、法務省、関係府省</p>	<p>○性犯罪発生時に被害者からの事情聴取等の活動に従事する女性警察官等を性犯罪捜査員等として、全ての都道府県警察で指定(平成21年4月現在7,156人)するとともに、性犯罪等の被害者の身体等からの資料採取における女性警察官の活用を推進(平成21年4月現在311名の女性警察官を鑑識部門に配置)。(7(1)イ④に前掲)(警察庁)</p> <p>○犯罪被害等に関する相談に応じる窓口として、各都道府県警察の本部に警察総合相談室を設置。また、電話による相談にも応じることができるよう、性犯罪に関する相談を受け付ける「性犯罪被害110番」や「#9110番」等の相談電話を各都道府県警察本部に設置。(警察庁 平成元年～)(7(1)イ①に前掲)</p> <p>○警察庁において、性犯罪捜査に従事している者等を対象とした全国レベルの専科教養「性犯罪捜査専科」を実施(平成19年度～)(警察庁)(7(1)イ④に前掲)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																																																																																																																																																										
	<p>○各種の性犯罪への対応</p> <p>⑤児童に対する性的虐待については、厳正に対処するという観点とともに、被害児童の負った心身の深い傷を回復させるという観点から、被害児童の心身の状況等に十分な配慮を行いつつ、事案の顕在化に努める。また、顕在化した事案については、刑法(強姦罪)及び児童福祉法(児童に淫行をさせる行為)等を適用して、家庭内等における児童に対する性犯罪の加害者を厳正に処罰するなど児童に対する性的虐待を許さない毅然とした姿勢を示す。</p>	<p>警察庁、法務省、厚生労働省</p>	<p>○ 各種警察活動を通じた児童虐待事案の早期発見、児童を保護する観点からの厳正な捜査等を実施。(警察庁)</p> <table border="1" data-bbox="1025 560 1973 1038"> <caption>児童虐待事件の態様別検挙状況</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">総数</th> <th colspan="3">身体的虐待</th> <th colspan="3">性的虐待</th> <th colspan="3">怠慢又は拒否</th> <th colspan="3">心理的虐待</th> </tr> <tr> <th>検挙件数</th> <th>検挙人員</th> <th>被害児童数</th> <th>検挙件数</th> <th>検挙人員</th> <th>被害児童数</th> <th>検挙件数</th> <th>検挙人員</th> <th>被害児童数</th> <th>検挙件数</th> <th>検挙人員</th> <th>被害児童数</th> <th>検挙件数</th> <th>検挙人員</th> <th>被害児童数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年</td> <td>307</td> <td>319</td> <td>319</td> <td>205</td> <td>213</td> <td>217</td> <td>82</td> <td>82</td> <td>82</td> <td>20</td> <td>24</td> <td>20</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>19年</td> <td>300</td> <td>323</td> <td>315</td> <td>211</td> <td>227</td> <td>224</td> <td>69</td> <td>70</td> <td>69</td> <td>20</td> <td>26</td> <td>22</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>18年</td> <td>297</td> <td>329</td> <td>316</td> <td>199</td> <td>221</td> <td>215</td> <td>75</td> <td>77</td> <td>77</td> <td>23</td> <td>31</td> <td>24</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1025 815 1973 1038"> <caption>児童虐待事件の罪種別検挙件数</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">総数</th> <th rowspan="2">殺害</th> <th rowspan="2">傷害</th> <th rowspan="2">傷害致死</th> <th rowspan="2">暴力行為</th> <th rowspan="2">暴行</th> <th rowspan="2">逮捕</th> <th rowspan="2">強姦</th> <th rowspan="2">強制わいせつ</th> <th rowspan="2">児童福祉法違反</th> <th rowspan="2">児童買春・児童ポルノ禁止法違反</th> <th rowspan="2">青少年保護法違反</th> <th rowspan="2">保護責任者遺棄</th> <th rowspan="2">重過失致死傷</th> <th rowspan="2">覚せい剤違反</th> <th rowspan="2">学違</th> <th rowspan="2">現等</th> </tr> <tr> <th>住</th> <th>建</th> <th>放</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年</td> <td>307</td> <td>45</td> <td>135</td> <td>19</td> <td>0</td> <td>19</td> <td>5</td> <td>16</td> <td>18</td> <td>44</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>18</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>19年</td> <td>300</td> <td>39</td> <td>156</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>16</td> <td>2</td> <td>22</td> <td>10</td> <td>25</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>16</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>18年</td> <td>297</td> <td>48</td> <td>133</td> <td>15</td> <td>4</td> <td>14</td> <td>1</td> <td>14</td> <td>26</td> <td>25</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>20</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 平成20年の児童福祉法違反事件の通常受理件数は557件、起訴件数は381件(うち公判請求は374件)であり、児童に淫行をさせる等、悪質な行為に対し、厳正な処罰を実現。(法務省) ※児童福祉法違反の件数は、「児童に淫行をさせる行為」以外のものも含んだ数字である。</p> <p>○ 児童相談所においては、医学的又は心理学的なケアを必要とする子どもに対しては、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、個々の子どもの状況に応じてカウンセリング等を実施。(厚生労働省)</p>		総数			身体的虐待			性的虐待			怠慢又は拒否			心理的虐待			検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数	20年	307	319	319	205	213	217	82	82	82	20	24	20	0	0	0	19年	300	323	315	211	227	224	69	70	69	20	26	22	0	0	0	18年	297	329	316	199	221	215	75	77	77	23	31	24	0	0	0		総数	殺害	傷害	傷害致死	暴力行為	暴行	逮捕	強姦	強制わいせつ	児童福祉法違反	児童買春・児童ポルノ禁止法違反	青少年保護法違反	保護責任者遺棄	重過失致死傷	覚せい剤違反	学違	現等	住	建	放	20年	307	45	135	19	0	19	5	16	18	44	2	2	18	2	0	0	1	19年	300	39	156	15	0	16	2	22	10	25	3	9	16	1	0	1	0	18年	297	48	133	15	4	14	1	14	26	25	2	8	20	2	0	0	0
	総数				身体的虐待			性的虐待			怠慢又は拒否			心理的虐待																																																																																																																																															
	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数																																																																																																																																														
20年	307	319	319	205	213	217	82	82	82	20	24	20	0	0	0																																																																																																																																														
19年	300	323	315	211	227	224	69	70	69	20	26	22	0	0	0																																																																																																																																														
18年	297	329	316	199	221	215	75	77	77	23	31	24	0	0	0																																																																																																																																														
	総数	殺害	傷害	傷害致死	暴力行為	暴行	逮捕	強姦	強制わいせつ	児童福祉法違反	児童買春・児童ポルノ禁止法違反	青少年保護法違反	保護責任者遺棄	重過失致死傷	覚せい剤違反	学違	現等																																																																																																																																												
																		住	建	放																																																																																																																																									
20年	307	45	135	19	0	19	5	16	18	44	2	2	18	2	0	0	1																																																																																																																																												
19年	300	39	156	15	0	16	2	22	10	25	3	9	16	1	0	1	0																																																																																																																																												
18年	297	48	133	15	4	14	1	14	26	25	2	8	20	2	0	0	0																																																																																																																																												

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>⑥痴漢事犯、特に電車内における痴漢については、今後も徹底した取締り等により、加害者に厳正に対処していく。また、鉄道事業者等と連携して、車内放送やポスター掲示等を通じ、痴漢防止の広報・啓発活動を行うなどにより、国民の痴漢撲滅意識の向上を図ること等痴漢防止対策を推進する。</p> <p>⑦インターネットによりわいせつ画像を閲覧させるなどの行為について、厳正な取締りに努めるなど、IT技術の進展に対応した取組を推進する。</p> <p>⑧盗撮については、女性の性的尊厳やプライバシー保護の観点に十分配慮し、厳正な取締りに努めつつ、法整備に関する検討をする。</p>	<p>警察庁、国土交通省</p> <p>警察庁</p> <p>警察庁、法務省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 迷惑防止条例等の刑罰法令により痴漢事犯に対する取締りを推進。(警察庁) ○ 女性被害相談所では、痴漢被害に遭った女性からの相談を受理した場合は、被害実態や発生状況に応じ、被害者に同行して警乗を実施。(警察庁) ○ 各都道府県警察において、事犯の多発時期や多発日時等を踏まえた痴漢防止のキャンペーンや警乗強化日等を設定。(警察庁) ○ 鉄道事業者等と連携して、駅構内、車内におけるポスター掲出による痴漢行為等の迷惑行為防止の啓蒙活動を実施。(国土交通省 平成17・18年度:年1回実施、平成19年度～:年2回実施) ○ 都道府県警察では、インターネット上の違法情報・有害情報の有無を調査するサイバーパトロールや一般のインターネット利用者からの同情報に関する通報を受理するインターネットホットラインセンターからの通報等により、これらの情報の把握・削除依頼に努めるとともに、違法情報について厳正な取締りを推進。(警察庁)(7(1)ウ④に前掲) ○ 盗撮を含む秩序違反行為について、事案の内容に応じて指導、警告及び検挙を実施。(警察庁) ○ 女性の性的尊厳やプライバシーに配慮しつつ、軽犯罪法等の関係法令を適用し、適正な処罰の実現に努めている。(法務省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>⑨ポルノ撮影等の際になされる性犯罪について、厳正な取締りに努める。 イ 被害者への配慮等</p> <p>○女性警察官等の配置</p> <p>①指定被害者支援要員又は警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係に配置が進められている女性警察官等が、被害者に付き添い、被害者のニーズを踏まえた適切な被害者支援活動を行う。</p> <p>○被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進</p>	<p>警察庁</p> <p>警察庁</p>	<p>○ 白昼に繁華街で敢行されたポルノ撮影に伴う公然わいせつ事犯を検挙するなど、ポルノ撮影等の際になされる性犯罪について、厳正な取締りを実施。(警察庁)</p> <p>○ 専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、捜査員とは別に指定された警察職員が、被害者への付添い、ヒアリング、説明等の事件発生直後における被害者支援活動を行う「指定被害者支援要員制度」を、各都道府県警察が導入。(警察庁)</p> <p>○ 性犯罪捜査の指揮、指導等に当たる「性犯罪捜査指導官」(平成21年4月現在51人)及び性犯罪捜査指導官の補佐等に当たる「性犯罪指導係」(平成21年4月現在296人)を各都道府県警察に設置(警察庁)(7(1)イ④に前掲)</p> <p>○ 性犯罪発生時に被害者からの事情聴取等の活動に従事する女性警察官等を性犯罪捜査員等として、全ての都道府県警察で指定(平成21年4月現在7,156人)するとともに、性犯罪等の被害者の身体等からの資料採取における女性警察官の活用を推進(平成21年4月現在311名の女性警察官を鑑識部門に配置)。(警察庁)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>②被害女性からの事情聴取に当たっては、その精神状態等に十分配慮する。被告の弁護人は、被害者に対する尋問に際しては、十分に被害者の人権に対する配慮が求められることにつき、啓発に努める。また、被害女性が安心して事情聴取に応じられるよう、引き続き女性警察官の配置、活用や被害者の心情に配慮した被害者専用の事情聴取室の活用などによる事情聴取等の推進に努める。</p> <p>○被害児童に対する支援活動の推進</p> <p>③性犯罪や家庭内における性的虐待による被害等を受けた児童に対して、その保護と心身に受けた深い傷の回復に向けた支援に努める。</p>	<p>警察庁、法務省</p> <p>警察庁、厚生労働省</p>	<p>○被害者の事情聴取に当たり被害者が安心して事情聴取に応じられるようにするため、応接セットの備え付け、照明や内装の整備等の施設の改善を実施するほか、被害者のプライバシー保護に配慮した被害者支援用車両を配備。(警察庁)</p> <p>○性犯罪捜査の指揮、指導等に当たる「性犯罪捜査指導官」(平成21年4月現在51人)及び性犯罪捜査指導官の補佐等に当たる「性犯罪指導係」(平成21年4月現在296人)を各都道府県警察に設置(警察庁)(7(1)イ④に前掲)</p> <p>○性犯罪発生時に被害者からの事情聴取等の活動に従事する女性警察官等を性犯罪捜査員等として、全ての都道府県警察で指定(平成21年4月現在7,156人)するとともに、性犯罪等の被害者の身体等からの資料採取における女性警察官の活用を推進(平成21年4月現在311名の女性警察官を鑑識部門に配置)。(警察庁)</p> <p>○性犯罪被害者の精神的負担の軽減を図るため、性犯罪捜査証拠採取セット、ダミー人形の整備を推進(警察庁)</p> <p>○従前から検察職員に対する各種研修において、犯罪被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する講義等を実施。(法務省)(7(1)イ④に前掲)</p> <p>○少年の心理や特性に関する専門的知識・技能を有する少年補導職員等を立ち合わせるなど被害児童の心情に配慮した事情聴取、関係機関との緊密な連携による被害児童に対するカウンセリングの実施など被害児童の立ち直りに向けたきめ細かな支援等を実施。(警察庁)</p> <p>○児童相談所においては、医学的又は心理学的なケアを必要とする子どもに対しては、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、個々の子どもの状況に応じてカウンセリング等を実施。(厚生労働省)(7(3)ア⑤に前掲)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○診断・治療等に関する支援</p> <p>④性暴力被害者が利用しやすく、十分な治療・配慮等を受けることができるような医療体制の整備に資する施策を検討し、当該施策を実施する。</p> <p>⑤被害後の早急な診断・治療、証拠物件の採取等において被害者の負担を軽減するため、全国的に構築している産婦人科医師会等とのネットワークの充実強化に努める。</p> <p>⑥性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費について、その経済的負担を軽減する必要があることを前</p>	<p>厚生労働省</p> <p>警察庁、法務省、関係府省</p> <p>警察庁</p>	<p>○ 婦人相談所における心理療法担当職員の配置(厚生労働省 平成14年度～)(7(1)イ③に前掲) 婦人相談所 17年度:31カ所、18年度:33カ所、19年度:33カ所、19年度:33カ所</p> <p>○ 婦人相談所における同伴児童の対応等を行う指導員の配置(厚生労働省 平成19年度～)</p> <p>○ 平成18年の医療法改正により、住民等が医療に関する情報を得られ、適切な医療を選択できるよう支援するため、医療機関に関する基本的な情報や提供する医療の内容に関する情報等、一定の情報を住民等に利用しやすい形で提供する制度(医療機能情報提供制度)を設けたところであり、医療機関の基本情報については、全ての都道府県で公表済み。性暴力被害者であれば必要とされるであろう、婦人科、精神科、心療内科等の医療機関の情報についても容易に得ることが可能となるよう措置。 また、併せて医療に関する広告の規制の見直しを行い、これまで認められていなかった性暴力被害者のカウンセリングを実施している旨等の広告を医療機関が行うことが可能となるよう措置。(厚生労働省)</p> <p>各都道府県警察において、産婦人科医師会等とのネットワークを構築。(警察庁)</p> <p>○ 全都道府県において、性犯罪被害者等の緊急避妊等に要する経費を措置。(警察庁)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>提に、支給方法を含め、検討を行う。</p> <p>○被害者等に関する情報の保護</p> <p>⑦被害者等の安全の確保やプライバシーの保護を図るため、現行制度の適切な運用を徹底するとともに、刑事裁判手続における被害者等に関する情報の保護を図るための制度の導入について検討する。</p> <p>○被害者連絡等の推進</p> <p>⑧捜査の状況などを連絡する警察の被害者連絡制度や事件の処理結果、公判期日、刑事裁判の結果等を通知する検察の被害者等通知制度に基づき、被害者に対する情報提供を引き続き促進する。</p>	<p>法務省</p> <p>警察庁、法務省</p>	<p>○ 第166回国会に「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」を提出し、平成19年6月に可決・成立。本法律により、①裁判所は、性犯罪等の被害者の氏名等について、公開の法廷でこれを明らかにしない旨の決定ができる②検察官は、証拠開示の際、被害者の氏名等が明らかにされることにより、被害者等の名誉が害されるおそれなどがあると認めるときは、弁護士に対し、被害者等の氏名がみだりに他人に知られないようにすることを求めることができるなど、刑事手続における被害者等に関する情報の保護が図られることとなった(平成19年12月26日施行)。(法務省)</p> <p>○ 従前から検察職員に対する各種研修において、犯罪被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する講義等を実施。(法務省)(7(1)イ④に前掲)</p> <p>○ 平成17年12月に策定された犯罪被害者等基本計画を踏まえ、被害者連絡実施要領等の改正を実施(平成18年12月)。同要領の改正により、被害者連絡の対象犯罪に集団強姦罪、人身売買罪等を追加したほか、被害者連絡の対象者に対し「被害者の手引き」を用いて、刑事手続及び犯罪被害者のための制度についても連絡を行う旨規定(警察庁)</p> <p>○ 平成11年4月から、検察庁において、被害者その他の刑事事件関係者に対し、事件の処理結果、公判期日及び刑事裁判の結果等を通知する制度を全国統一の制度として実施。さらに、平成13年3月からは、被害者等からの希望に応じて、受刑者の出所情報を通知することとし、平成19年12月からは、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して、被害者等からの希望に応じて、刑事裁判確定後の加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																																				
	<p>○専門家の養成等</p> <p>⑨被害者の心のケアに関する専門家の養成等を通じ、相談活動の充実を図る。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>また、少年審判において保護処分を受けた加害者についても、少年院、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して、被害者等からの希望に応じて、少年院在院中の処遇状況等に関する事項、仮退院審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。(法務省)</p> <p>被害者等通知制度による通知件数総数及び通知内容内訳</p> <table border="1" data-bbox="990 472 2029 778"> <thead> <tr> <th></th> <th>通知総数</th> <th>事件の捜査処理</th> <th>公判期日等</th> <th>裁判結果</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16年</td> <td>80,720</td> <td>33,346</td> <td>18,578</td> <td>26,882</td> <td>1,914</td> </tr> <tr> <td>17年</td> <td>80,426</td> <td>32,074</td> <td>19,097</td> <td>27,027</td> <td>2,228</td> </tr> <tr> <td>18年</td> <td>82,489</td> <td>32,067</td> <td>20,110</td> <td>28,022</td> <td>2,290</td> </tr> <tr> <td>19年</td> <td>84,565</td> <td>34,298</td> <td>19,766</td> <td>28,023</td> <td>2,478</td> </tr> <tr> <td>20年</td> <td>102,452</td> <td>36,739</td> <td>21,283</td> <td>31,728</td> <td>12,702</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成16年から19年については、検察庁における実施状況であり、同期間の「その他」欄は、「受刑者の釈放」に関する事項の件数である。</p> <p>○本制度について、より国民の理解を得るため、パンフレット(日本語版、英語版)及び法務省ホームページを更新し、パンフレットについては、全国の各検察庁に備え付け、国民に配布するなどしている。</p> <p>○児童虐待防止対策の中核となる児童相談所職員については、所長や児童福祉司について任用資格を定めるとともに、子どもの虹情報研修センターをはじめとして、関係機関において研修を実施しているところ。また、児童虐待防止対策支援事業における「専門性機能強化事業」において、地方自治体が行った研修を補助対象としているところである。(厚生労働省)</p>		通知総数	事件の捜査処理	公判期日等	裁判結果	その他	16年	80,720	33,346	18,578	26,882	1,914	17年	80,426	32,074	19,097	27,027	2,228	18年	82,489	32,067	20,110	28,022	2,290	19年	84,565	34,298	19,766	28,023	2,478	20年	102,452	36,739	21,283	31,728	12,702
	通知総数	事件の捜査処理	公判期日等	裁判結果	その他																																		
16年	80,720	33,346	18,578	26,882	1,914																																		
17年	80,426	32,074	19,097	27,027	2,228																																		
18年	82,489	32,067	20,110	28,022	2,290																																		
19年	84,565	34,298	19,766	28,023	2,478																																		
20年	102,452	36,739	21,283	31,728	12,702																																		

様式1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○関係省庁、関係者等の連携</p> <p>⑩これら被害者支援については、関係省庁で連携し、研究者や医師、看護師その他の医療関係者等とも連携して取り組む。</p> <p>ウ 加害者に関する対策の推進等</p> <p>○総合的な再犯防止対策の推進</p>	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省</p>	<p>○ 婦人相談所、婦人保護施設等の職員等への専門研修(厚生労働省 平成14年度～)(7(1)イ④に前掲) 配偶者からの暴力の問題に精通した司法、医療、心理等の学識経験者等を講師として招聘し、被害者の人権に対する配慮や配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるための研修を実施する。</p> <p>こころの健康づくり対策研修会(厚生労働省) ・PTSD[心的外傷後ストレス障害]対策専門研修会の実施 20年度は、139名が受講。 13年度から20年度までで合計2,206名が受講 18年度からは、アドバンスコースを設置</p> <p>○ 17年度より19年度まで行った「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」では、地域精神保健機関の犯罪被害者支援における関係諸機関との連携に関する調査を実施し、地域精神保健機関における犯罪被害者等支援のためのマニュアル、ガイドラインの作成、書籍、ウェブサイトの作成を行った。また20年度より3年計画で行っている「大規模災害や犯罪被害等による精神科疾患の実態把握と介入方法の開発に関する研究」の中で、DV被害母子の追跡支援や、医療現場における性暴力被害の実態を調査し、性暴力被害者の心理ケアプログラムの策定を行っている。(厚生労働省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>⑪関係省庁や都道府県警察において、性犯罪受刑者の出所後の所在等の情報を共有するとともに、性犯罪者に対する多角的な調査研究を進めるなど、総合的な性犯罪者の再犯防止対策を進める。</p> <p>○その他の加害者対策の推進</p> <p>⑫性犯罪の加害者について、矯正処遇、社会内処遇の充実・強化を図るとともに、教育プログラムの実施体制等について研究・検討する。</p>	<p>警察庁、法務省</p> <p>法務省</p>	<p>○子どもを対象とした暴力的性犯罪により刑事施設に服役している者の出所予定日、出所後の帰住予定先等の出所情報について、法務省から提供を受け、出所者の更生や社会復帰を妨げないように配慮しつつ、犯罪の予防や捜査へ活用。(警察庁、平成17年6月～)</p> <p>○警察庁に対し、子どもを対象とする暴力的性犯罪等を犯した受刑者の出所予定年月日、出所後の所在等に関する情報提供を実施(平成17年6月1日～)。平成21年5月31日までに情報提供した対象者数は、610人。(法務省)</p> <p>○警察庁に対し、殺人、強盗等の重大な犯罪やこれらの犯罪に結びつきやすい特定の罪名等に係る受刑者の出所情報の提供を実施。平成19年5月31日までに情報提供した対象者数は、延べ約4万6,000人。(法務省)</p> <p>○性犯罪による受刑者・保護観察対象者を対象として国内の実態調査を行ったほか、性犯罪者の再犯状況を調査し分析する等の研究を実施。(法務省 平成17年度)</p> <p>○性犯罪対策に先進的に取り組んでいるフランス、ドイツ、英国、米国を対象に、性犯罪の概要、動向及び対策について実地調査を行うなどの研究を実施。(法務省 平成18年度)</p> <p>○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の下、全国18庁の刑事施設において、受講が必要と判断された受刑者に対して、性犯罪再犯防止指導を実施している。平成20年度末までに、1087名に対して指導を開始。(法務省 平成18年5月24日～)</p> <p>○性犯罪をした仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対し、保護観察官の関与を高めた処遇プログラムを実施している。(法務省) 平成18年4月1日から平成20年12月31日までに新たにプログラム受講を義務付けて実施した人員は、2,035人。</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>エ 啓発活動の推進</p> <p>○啓発活動の推進</p> <p>①性犯罪の防止のために、女性の人権を尊重する啓発活動に努める。また、学校において、氾濫する情報の中から有益情報の取捨選択ができるような教育を推進する。</p>	<p>内閣府、 文部科学省</p>	<p>○ 女性に対する暴力をなくす運動(男女共同参画推進本部 毎年 11月12日～25日)(7(1)ア①に前掲)</p> <p>○ 青少年を取り巻くメディア上の有害情報をめぐる深刻な問題に対して、地域における有害環境対策の推進体制の整備を図るモデル事業を実施するとともに、全国フォーラム及び調査研究を実施。(文部科学省 平成16年度～)</p> <p>○ 青少年がメディアを安全・安心に利用するための推進体制を整備するとともに、携帯電話のインターネット利用に際しての問題などの意識啓発を促す。(文部科学省 平成19年度～)</p> <p>○ 学習指導要領において、小学校段階では、各教科等の指導に当たって、「コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ適切に活用する学習活動を充実する」としている。中学校・高等学校段階においては、「情報手段を積極的にできるようにするための学習活動の充実に努める」としている。(文部科学省 平成14年度～)</p> <p>○ 小学校の新学習指導要領では、「総則」に「コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作を身に付ける」ことや「情報モラルを身に付け」ることを新たに明記した。また、中学校の新学習指導要領では、「総則」に、コンピュータや情報通信ネットワークを「適切かつ主体的、積極的に活用できるようにする」ことや「情報モラルを身に付け」ることを新たに明記した。高等学校の新学習指導要領では、「総則」に「適切かつ実践的、主体的に活用できるようにする」ことや「情報モラルを身に付け」ることを新たに明記した。なお、高等学校の共通教科「情報」について、社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育成する観点から、従来の3科目の内容を再構成し、「社会と情報」「情報の科学」の2科目構成(選択必修)とした。(文部科学省 小中:平成21年度より一部先行実施、高:平成22年度より一部先行実施)</p>